

食料・農業・農村基本法の下での農政の 展開～基本計画の変遷～

令和4年11月17日

農林水産省

目次

| | | | |
|----------------------------|----|--------------------------------|----|
| 1. 食料・農業・農村基本法 | | | |
| ① 戦後農政の大きな流れ | 3 | ⑦ 先進国の農産物輸出額の推移 | 28 |
| ② 食料・農業・農村基本法 | 4 | ⑧ 農産物・食品の輸出割合 | 29 |
| ③ これまでの食料・農業・農村基本計画 | 5 | ⑨ 輸出規制に対応できる産地の現状 | 30 |
| ④ 2020年3月食料・農業・農村基本計画 | 6 | ⑩ 輸出先進国の輸出支援体制 | 31 |
| | | ⑪ 我が国における輸出施策 | 32 |
| 2. 食料・農業・農村をめぐる情勢の変化 | | | |
| (1) 世界の食料供給の不安定化 | | (4) 食料安全保障に関する考え方 | |
| ① 輸入依存度の高い穀物等の価格の推移 | 8 | ① 我が国の食料の安定供給の確保の考え方 | 34 |
| ② 穀物等の価格の変動（階差） | 9 | ② 緊急事態食料安全保障指針について | 35 |
| ③ 食料生産の不安定性 | 10 | ③ 不測時に備えた平時からの取組 | 36 |
| ④ 肥料原料の価格の推移 | 11 | ④ 国際的な食料安全保障（Food Security）の概念 | 37 |
| ⑤ 気候変動に起因する食料生産への影響 | 12 | ⑤ 食料品アクセス困難人口の動向 | 38 |
| | | ⑥ 食料品アクセス問題アンケート調査結果 | 39 |
| (2) 我が国の国際的な位置づけ | | ⑦ フードバンクについて | 40 |
| ① 1人当たりGDPの推移 | 14 | ⑧ こども食堂数の推移 | 41 |
| ② 各国の人口と所得 | 15 | (5) 農業・農村関係 | |
| ③ 農林水産物の輸入状況 | 16 | ① 農業総産出額及び生産農業所得の推移 | 43 |
| ④ 世界の農産物輸入額に占める我が国の輸入割合 | 17 | ② 農業従事者数と基幹的農業従事者数の推移 | 44 |
| ⑤ 我が国の主要穀物等の輸入 | 18 | ③ 基幹的農業従事者の年齢構成 | 45 |
| ⑥ 食料の輸入依存 | 19 | ④ 法人経営体の推移 | 46 |
| ⑦ 肥料原料の輸入状況 | 20 | ⑤ 新規就農者の動向 | 47 |
| | | ⑥ 農地面積・かい廃面積の推移 | 48 |
| (3) 国内外の市場の将来展望 | | ⑦ 高齢化・人口減少の状況 | 49 |
| ① 国内市場の変化 | 22 | | |
| ② 食料品の業態別販売動向 | 23 | 3. 食料・農業・農村基本法の検証・見直し検討について | |
| ③ 最終消費からみた飲食費のフロー | 24 | ① 食料・農業・農村基本法の検証・見直し | 51 |
| ④ 卸売業者、仲卸業者、スーパーマーケットの経営収支 | 25 | ② 基本法検証部会の今後の進め方 | 52 |
| ⑤ 海外市場の変化 | 26 | | |
| ⑥ 有機食品市場の状況 | 27 | | |

1. 食料・農業・農村基本法

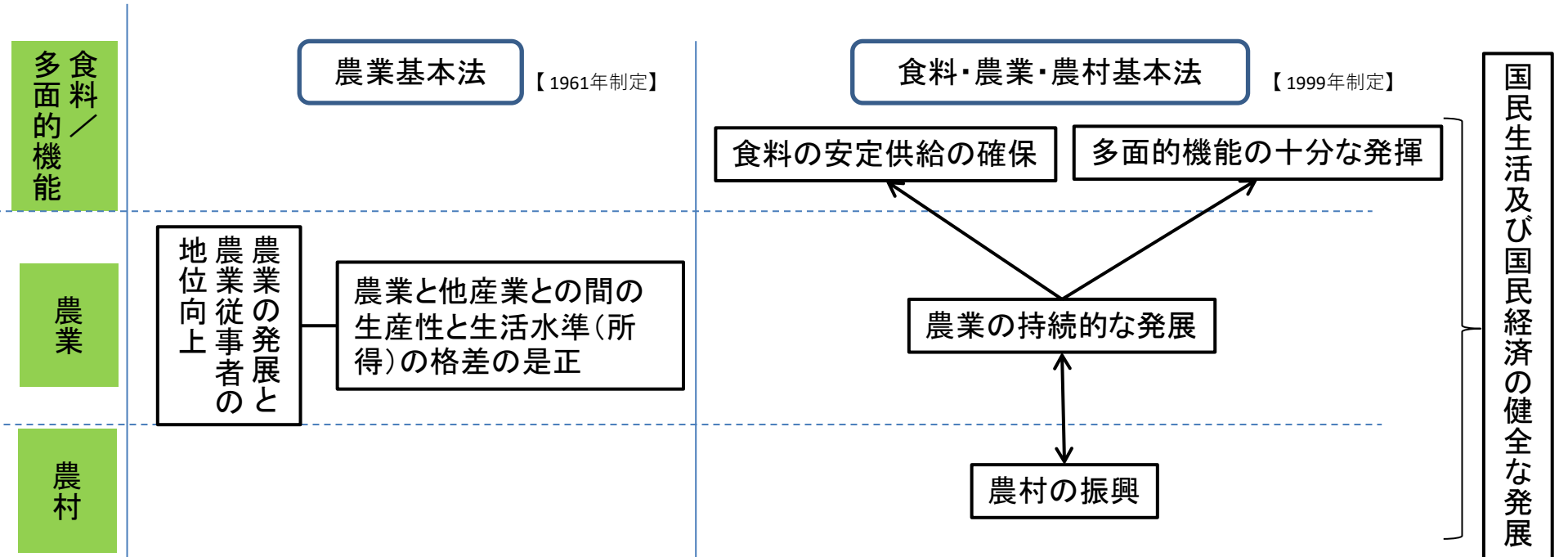
戦後農政の大きな流れ

- 農業基本法の下、農業の生産性の向上や生活水準の均衡など、一定の役割は果たしてきたものの、兼業化の進展、農業者の高齢化、国際化や需要の変化に伴う食料自給率の低下など、食料・農業・農村をめぐる状況が大きく変化。
- これを踏まえ、①「農業」に加え「食料」「農村」という視点から施策を構築、②効率的、安定的経営体育成、③市場原理の一層の導入を基本的課題とする「新しい食料・農業・農村政策の方向」を1992年に取りまとめ。
- 1999年には、食料・農業・農村基本法に基づく農政を展開。



食料・農業・農村基本法

- 農業基本法においては、他産業との生産性格差の是正のために農業の生産性を向上し、農業従事者が所得を増大して他産業従事者と均衡する生活を営むことを期し、もって農業の発展と農業従事者の地位を向上させるという理念を掲げてきたところ。
- 食料・農業・農村基本法においては、国民的視点に立った政策展開の観点から、①食料の安定供給の確保、②農業の有する多面的機能の発揮、③農業の持続的な発展と④その基盤としての農村の振興、を理念として掲げる。
- 食料・農業・農村基本法の中で、食料・農業・農村基本計画を定めることを規定。基本計画には、食料自給率の目標を定めるとともに、食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めるべきことや、おおむね5年ごとに見直す旨を規定。



ポイント

- 農業の生産性の向上
- 農業の総生産の増大と選択的拡大
- 農産物の価格の安定
- 家族農業経営の発展と自立経営 等

- 基本計画の策定
(2020年に現行計画策定(食料自給率目標:45%))
- 消費者重視の食料政策の展開
- 効率的かつ安定的な農業経営による生産性の高い農業の展開
- 市場評価を適切に反映した価格形成と経営安定対策
- 自然循環機能の維持増進
- 中山間地域等の生産条件の不利補正 等

これまでの食料・農業・農村基本計画

平成12（2000）年3月 食料・農業・農村基本計画の決定

食料自給率目標（平成22年度）
供給熱量ベース 45 %
（参考）金額ベース 74 %

- 食生活指針の策定
- 不測時における食料安全保障マニュアルの策定
- 効率的かつ安定的な農業経営が相当部分を担う農業構造の確立
- 価格政策から所得政策への転換
- 中山間地域等直接支払の導入 等

平成17（2005）年3月 食料・農業・農村基本計画の改定

食料自給率目標（平成27年度）
供給熱量ベース 45 %
生産額ベース 76 %

- 食の安全と消費者の信頼の確保
- 食事バランスガイドの策定など食育の推進、地産地消の推進
- 担い手を対象とした水田・畑作経営所得安定対策の導入
- 農地・水・環境保全向上対策の導入
- バイオマス利活用など自然循環機能の維持増進
- 農林水産物・食品の輸出促進 等

平成22（2010）年3月 食料・農業・農村基本計画の改定

食料自給率目標（令和2年度）
供給熱量ベース 50 %
生産額ベース 70 %

- 食の安全と消費者の信頼の確保
- 総合的な食料安全保障の確立
- 戸別所得補償制度の導入
- 生産・加工・販売の一体化、輸出促進等による農業・農村の6次産業化等の推進
- 農業生産力強化に向けた農業生産基盤整備の抜本見直し 等

平成27（2015）年3月 食料・農業・農村基本計画の改定

食料自給率目標（令和7年度）
供給熱量ベース 45 %
生産額ベース 73 %

- 農業・食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を車の両輪とした、改革の推進
- 国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承
- 米政策改革の着実な推進
- 東日本大震災からの復旧・復興
- 農地中間管理機構のフル稼働
- 多面的機能支払制度等の着実な推進
- 農協改革や農業委員会改革の推進 等

○ 直近の基本計画は令和2年3月31日に閣議決定。人口減少が本格化する社会にあっても、食料・農業・農村の持続性を高めながら、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として各分野の施策を講じ、食料自給率の向上・食料安全保障の確立を図ることとしている。

基本的な方針

- ✓ 食料・農業・農村の持続性を高めながら、「**産業政策**」と「**地域政策**」を**車の両輪**として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、**食料自給率の向上**と**食料安全保障**を確立

食料・農業・農村をめぐる情勢

農政改革の着実な進展

農林水産物・食品輸出額
4,497億円(2012) → 9,121億円(2019)
生産農業所得
2.8兆円(2014) → 3.5兆円(2018)
若者の新規就農
18,800人/年 → 21,400人/年
(09～13平均) (14～18平均)

国内外の環境変化

- ①国内市場の縮小と海外市場の拡大
- ②TPP11、日米貿易協定等の新たな国際環境
- ③頻発する大規模自然災害、新たな感染症
- ④CSF(豚熱)の発生・ASF(アフリカ豚熱)への対応

生産基盤の脆弱化

農業就業者数や農地面積の大幅な減少

食料自給率の目標

食料自給率の目標等

【**カロリーベース**】 **37% → 45%**
【**生産額ベース**】 **66% → 75%**
(2018) (2030)

・飼料自給率 25% → 34%
・**食料国産率(新規)**
カロリーベース 46% → 53%
生産額ベース 69% → 79%
(2018) (2030)

食料自給力指標 (食料の潜在生産能力)

- ・農地面積に加え、**労働力も考慮**した指標を提示
- ・**2030年の見通し**も提示

講ずべき施策

食料の安定供給の確保

- 農林水産物・食品の**輸出促進**
- 消費者と食・農とのつながりの深化
- 総合的な**食料安全保障**の確立 など

農業の持続的な発展

- **担い手の育成・確保**
- **中小・家族経営**など多様な経営体による地域の下支え
- **農地集積・集約化**と農地の確保
- 需要構造等の変化に対応した生産供給体制の構築・**生産基盤の強化**
- 気候変動対応等の環境政策の推進 など

農村の振興

- 地域資源を活用した**所得・雇用機会の確保**
- 農村に人が住み続けるための条件整備
- 地域の体制・人材づくりと魅力の発信
- **関係府省で連携**した仕組みづくり など

東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応

- 災害からの復旧・復興、事前防災 など

団体に関する施策

- 農協、農業委員会、農業共済団体、土地改良区

食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成

新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応

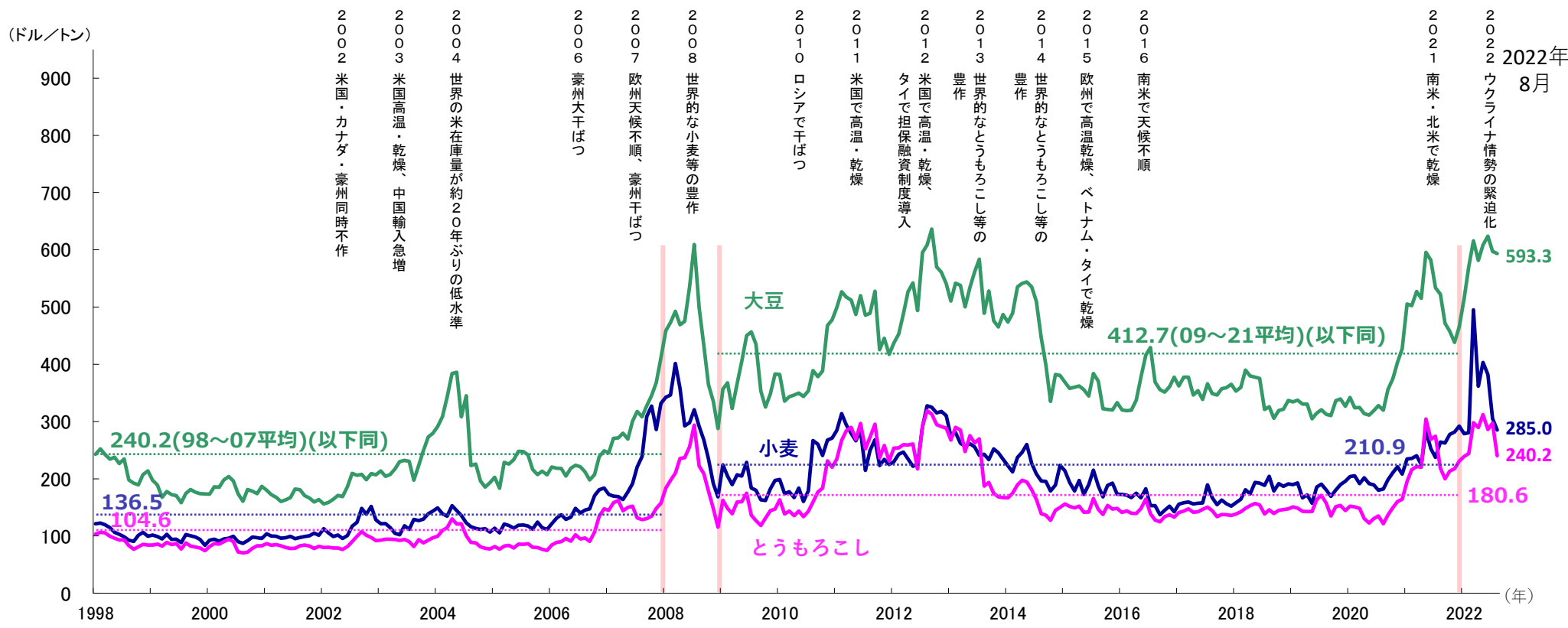
2. 食料・農業・農村をめぐる情勢の変化

(1) 世界の食料供給の不安定化

輸入依存度の高い穀物等の価格の推移

- 世界的な穀物価格の上昇が発生した2008年以降、豊作と高温乾燥等による不作により価格の不安定性が増しているところ。
- 2008年、2022年の異常年を除外しても、世界的な需要の増大や生産コストの増加により、2008年以前より以降の方が平均的に高くなっている。

○穀物等の国際価格の動向（ドル/トン）



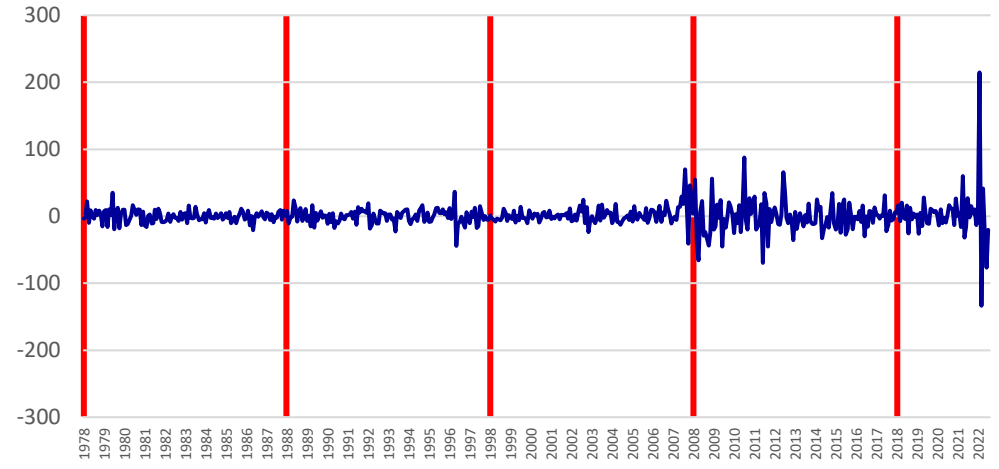
| | 1998~2007年平均価格 | 2009~2021年平均価格 |
|--------|----------------|----------------|
| 大豆 | 240.2 | 412.7 |
| 小麦 | 136.5 | 210.9 |
| とうもろこし | 104.6 | 180.6 |

資料：シカゴ商品取引所の各月第1金曜日の期近終値の価格。
 注：過去最高価格については、シカゴ商品取引所の全ての取引日における期近終値の最高価格。

穀物等の価格の変動（階差）

○ 穀物等の国際価格の階差（前月との価格差）をみると、2008年以降、いずれの品目もその変動が大きくなっている。

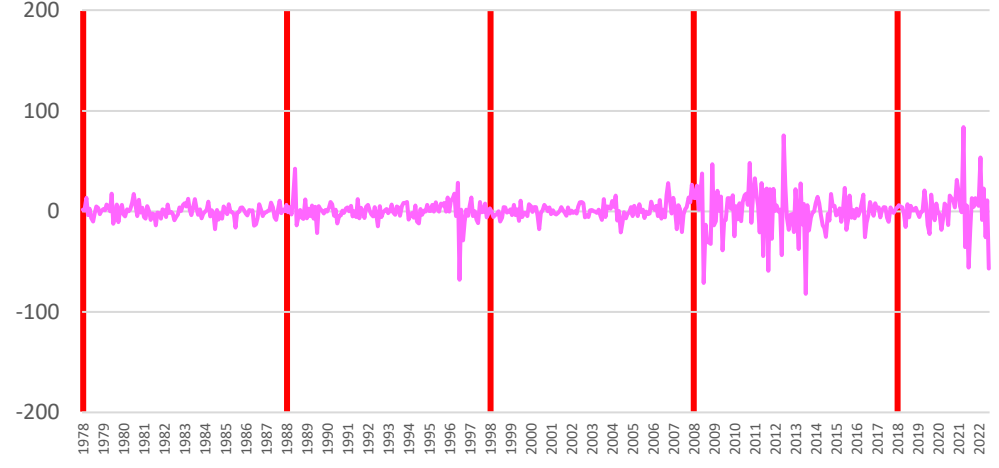
○小麦の国際価格の変動（階差）（ドル/トン）



○大豆の国際価格の変動（階差）（ドル/トン）



○とうもろこしの国際価格の変動（階差）（ドル/トン）



○国際価格の変動（階差）の最大値と分散（ドル/トン）

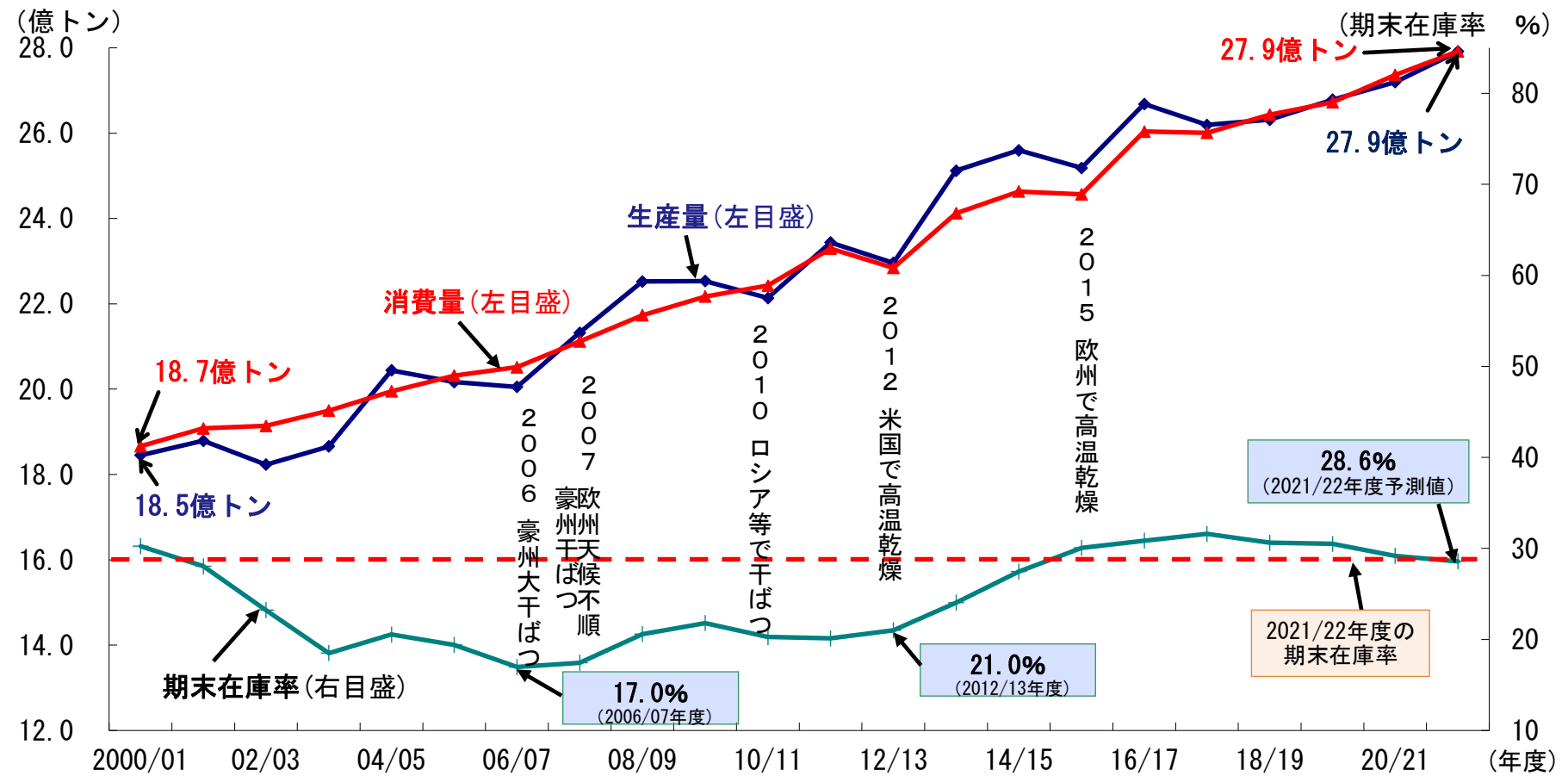
| | | 1978～1987 | 1988～1997 | 1998～2007 | 2008～2017 |
|--------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 小麦 | 最大値 | 34.9↗ | 44.2↘ | 69.8↗ | 87.5↗ |
| | 分散 | 76.1 | 107.8 | 147.1 | 543.1 |
| 大豆 | 最大値 | 68.2↗ | 64.6↘ | 122.3↘ | 110.3↘ |
| | 分散 | 232.7 | 280.8 | 418.0 | 1310.1 |
| とうもろこし | 最大値 | 17.8↘ | 68.0↘ | 28.0↗ | 82.2↘ |
| | 分散 | 40.1 | 110.5 | 55.6 | 462.4 |

注1：階差とは、前月の国際価格との差を示したもの。
 注2：シカゴ商品取引所の各月第1金曜日の期近終値の価格。

食料生産の不安定性

○ 世界的には、人口増に伴い消費は一貫して増加。生産量も消費に合わせ増加しているが、生産の不安定性は在庫に影響。

○穀物（コメ、とうもろこし、小麦、大麦等）の需給の推移



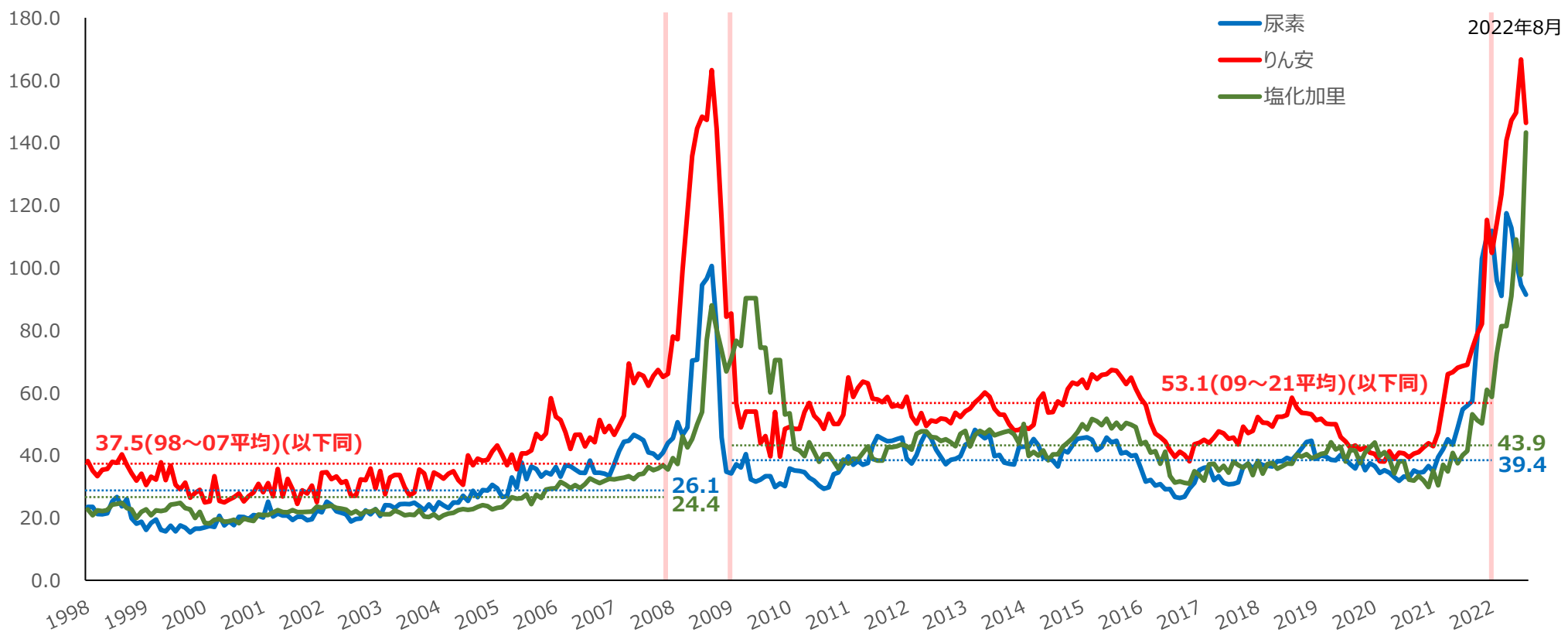
資料 : USDA「World Agricultural Supply and Demand Estimates」(March 2021)、「PS&D」
 注 : 「PS&D」については、最新の公表データを使用している。

肥料原料の価格の推移

- 化学肥料原料の国際価格は、昨年半ばより、穀物需要の増加や原油・天然ガスの価格の上昇等に伴い、高騰。
- 2008年、2022年の異常年を除外しても、肥料原料価格は2008年以前より以降の方が平均的に高くなっている。

○肥料原料の輸入価格の動向

(千円/t)



| | 1998~2007年平均価格 | 2009~2021年平均価格 |
|------|----------------|----------------|
| 尿素 | 26.1 | 39.4 |
| りん安 | 37.5 | 53.1 |
| 塩化加里 | 24.4 | 43.9 |

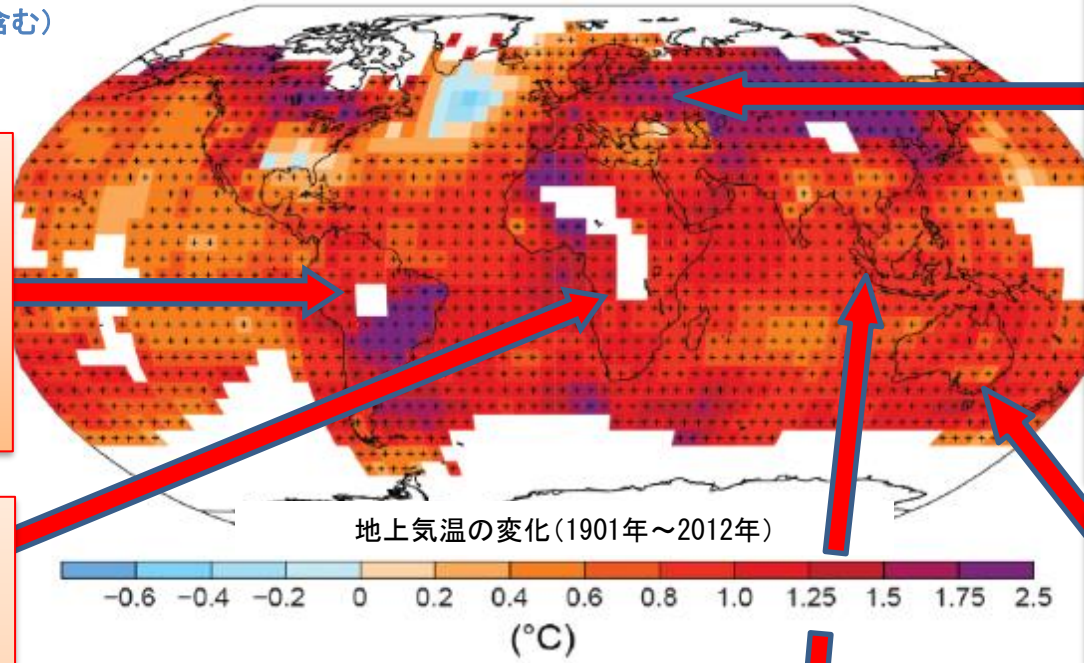
資料：農林水産省調べ
 注：財務省貿易統計における各原料の輸入額を輸入量で除して算出。ただし、月当たりの輸入量が5,000t以下の月は前月の価格を表記。

気候変動に起因する食料生産への影響

- IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が公表した第5次評価報告書では、科学的文献で報告された過去数十年間における気候変動に起因する影響を発表。
- 気候変動による食料生産への影響はプラス面、マイナス面の両方が存在するが、単収へのプラスの影響に比べ、マイナスの影響がより一般的。
- 小麦・とうもろこしについては、気候変動が単収にマイナスの影響を及ぼすが、米と大豆についての影響は比較的小さい。

各地域において過去数十年間で観測された変化

プラス面:青色
 (適応策に伴うプラスの影響含む)
 マイナス面:赤色



【中央・南アメリカ】
 ・水不足により、**農民の生計がより不安定化**（ボリビア）
 ・技術向上による増加以上に、**農業生産性の向上・農地増加**（南アメリカ南東部）

【ヨーロッパ】
 ・技術向上にも関わらず、ここ数十年**小麦の単収が停滞**（いくつかの国々）
 ・技術向上による増加以上の**作物単収の上昇**（北ヨーロッパ）
 ・**ブルータングウイルス**（注）が蔓延（一部の国）
 （注） 熱帯・亜熱帯・温帯地域に分布し、牛、水牛、鹿、山羊等の反芻動物に発生

【アフリカ】
 ・**水資源の変化に対し、ストレス耐性品種、かんがい・観測システムの強化等**で対応（南アフリカ）
 ・漁業管理・土地利用による変化以上に、**漁業生産性が低下**（アフリカ大湖沼・カリバ湖）
 ・サヘル地域における**果樹の減少**（サハラ砂漠南縁部）

【小島嶼】
 ・乱獲・汚染による劣化以上に、海洋温暖化の影響及びサンゴ礁白化の影響により**沿岸漁業が縮小**

【アジア】
 ・技術向上による増加以上に、**小麦・大豆の収量に負の影響**（南アジア、中国）

【豪州及びニュージーランド】
 ・管理改善による進歩以上に、ここ数十年における**ワイン用ブドウの成熟が早期化**
 ・政策、市場、短期的な気候変異による変化以上に、豪州における農業活動が移転または多様化（豪州）

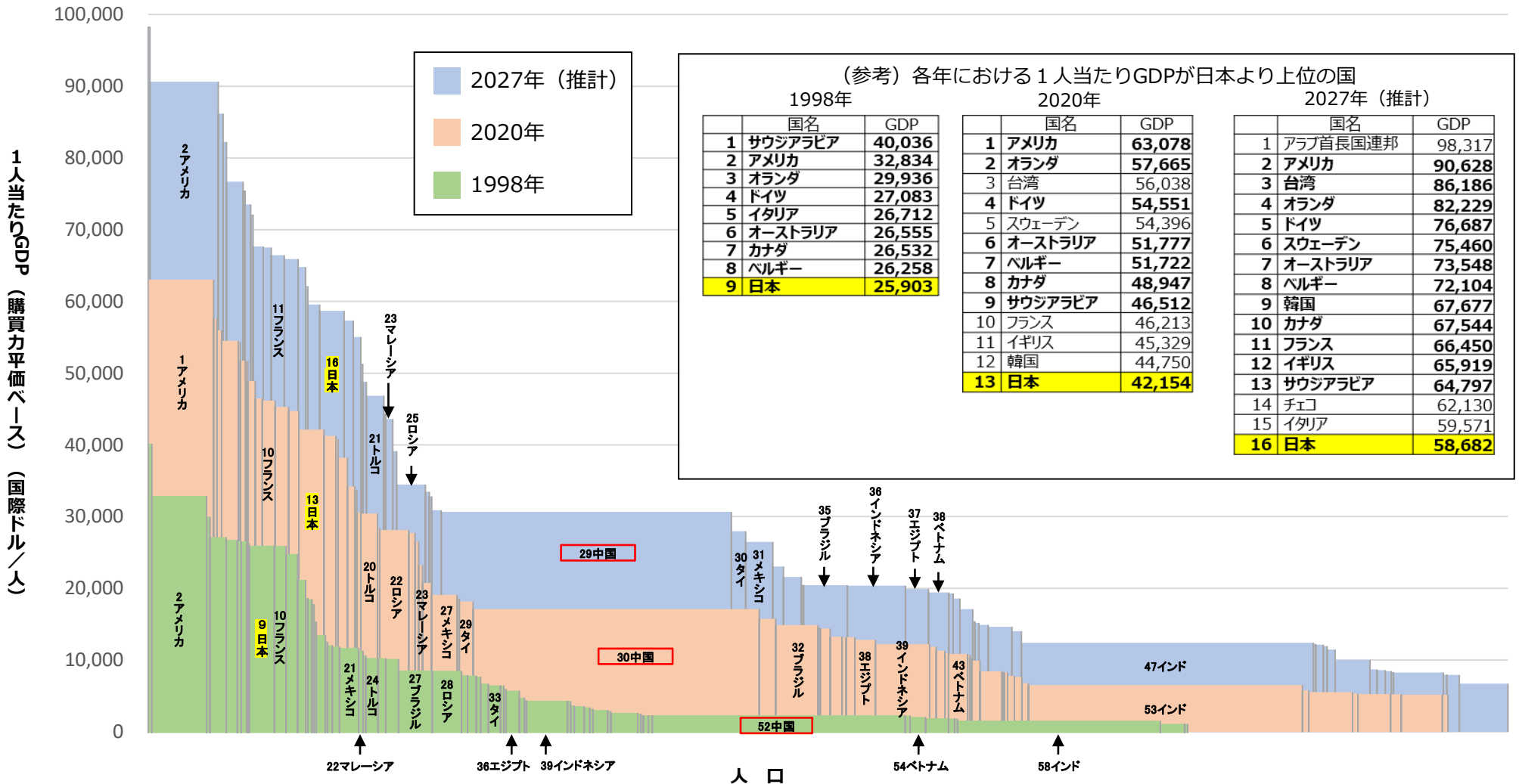
資料: IPCC第5次評価報告書を基に農林水産省で作成。

2. 食料・農業・農村をめぐる情勢の変化

(2) 我が国の国際的な位置づけ

1人あたりGDPの推移

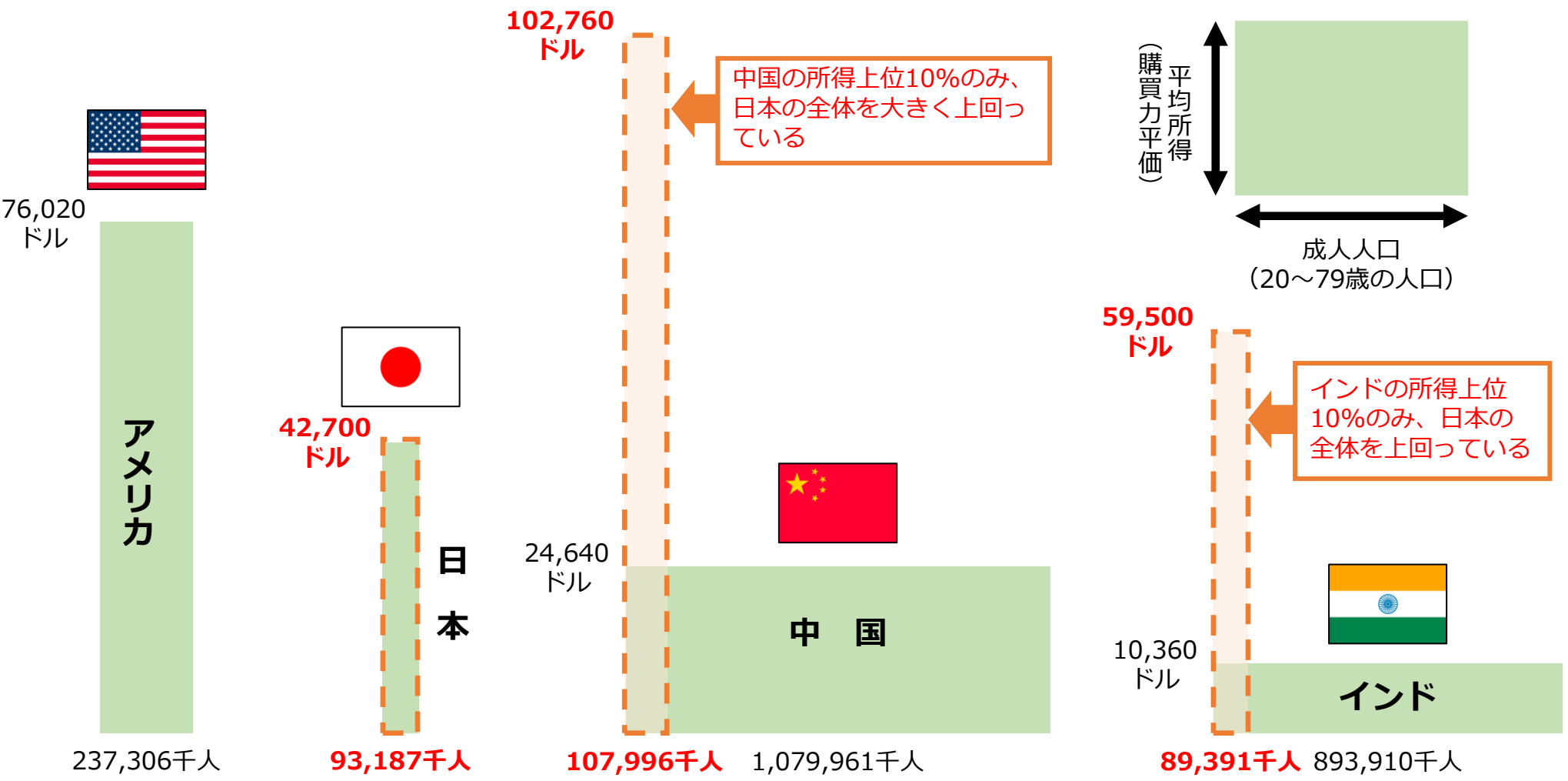
- 1人あたりGDP（購買力平価ベース）について、世界における日本の地位が低下している。
(9位(1998年) → 13位(2020年) → 16位(2027年・推計))
- 人口が多い国・新興国が経済成長により、順位を上げてきている。



資料：1人あたりGDP（購買力平価ベース）は、IMF「World Economic Outlook Database」GDP per capita, current prices (Purchasing power parity; international dollars per capita)
 人口は、UN「World Population Prospects : The 2019 Revision」
 注1：人口1,000万人以上、GDP上位60か国の国を対象に作成。
 注2：2027年のデータはIMF及びUNによる推計。

各国の人口と所得

○ 日本の平均所得は、中国、インドを上回るが、それぞれの国の所得上位10%層のみをみると、その平均所得は日本全体を大きく上回っている。

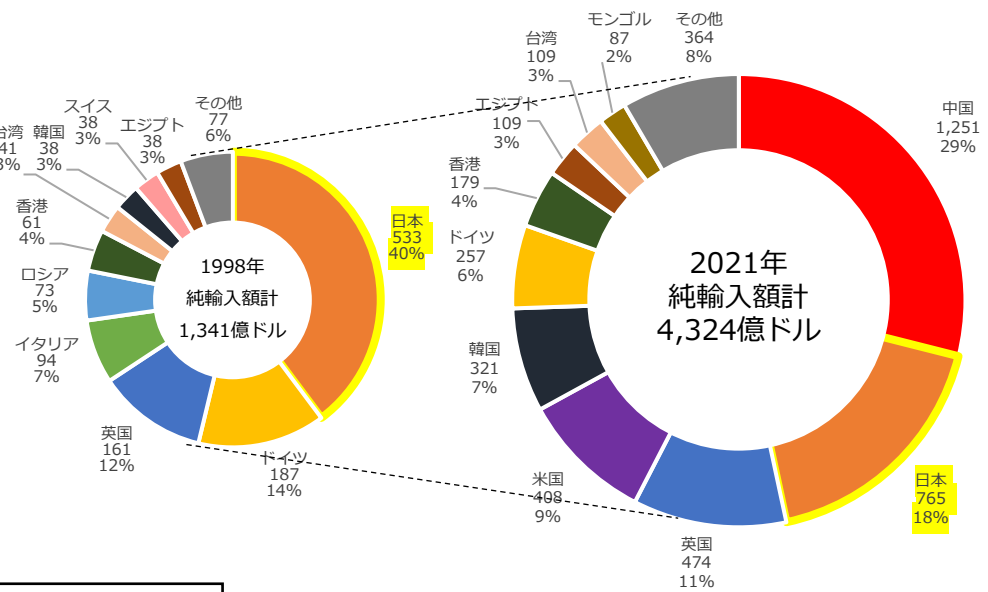


資料：「WORLD INEQUALITY REPORT 2022」及び「IDF Diabetes Atlas」
注：2021年時点。

農林水産物の輸入状況

- 1998年時、日本は世界1位の農林水産物の純輸入国であり、プライスメーカー的な地位であったが、近年はその地位が低下しており、中国が最大の純輸入国となっている。
- 20年前は、食料自給率は低くとも諸外国から購入できていたが、近年、中国が輸入を増やす中、安定的な輸入と国産農林水産物の生産拡大が課題。

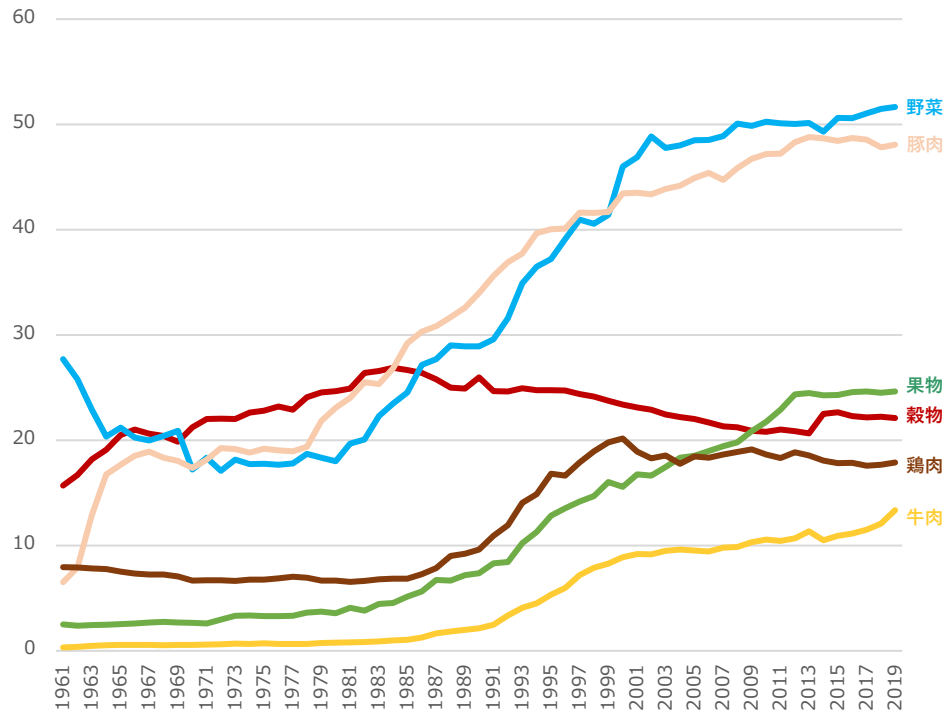
○農林水産物純輸入額の国別割合



<凡例>
 国名
 純輸入額 (億ドル)
 シェア (%)

資料：「Global Trade Atlas」を基に農林水産省作成
 注：経済規模とデータ制約を考慮して対象とした41カ国のうち、純輸入額（輸入額-輸出額）がプラスとなった国の純輸入額から作成。

○世界の食料消費量に占める中国の割合

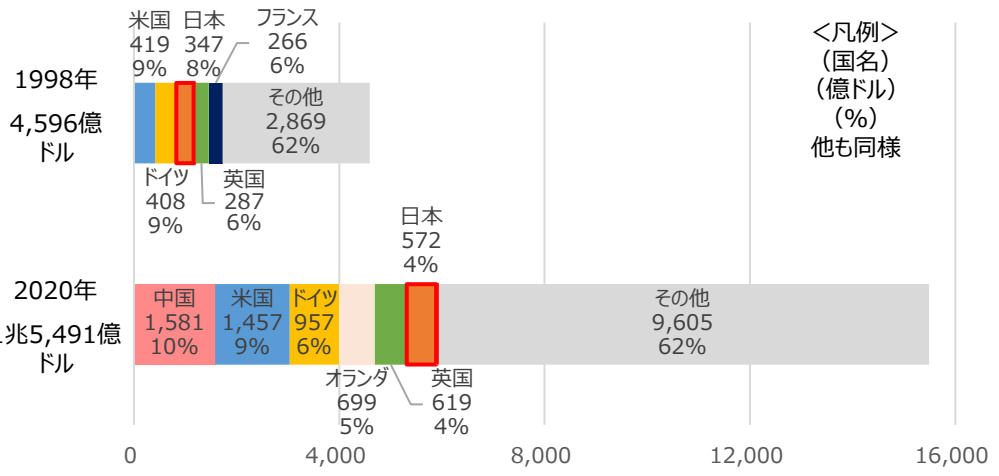


資料：「FAOSTAT」

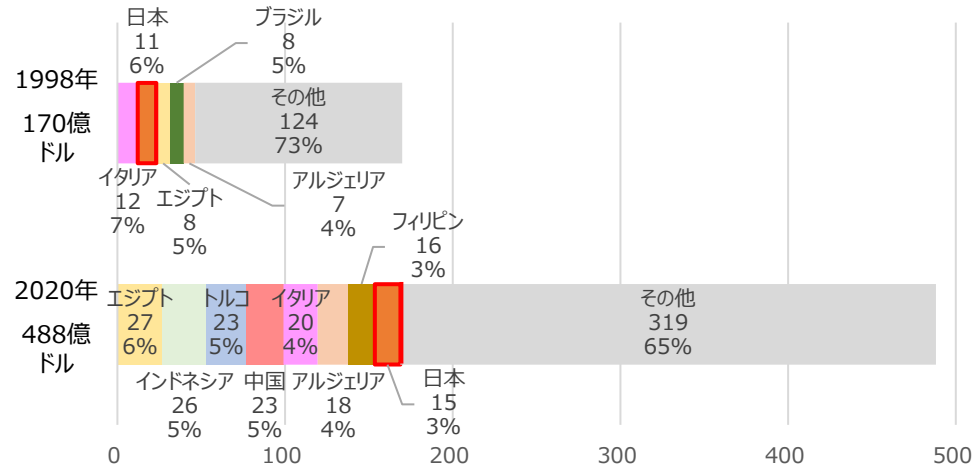
世界の農産物輸入額に占める我が国の輸入割合

○ 20年前は、輸入全体に占める日本の割合は、大豆・とうもろこしで1位、小麦でも2位であったが、近年その割合、順位は低下。

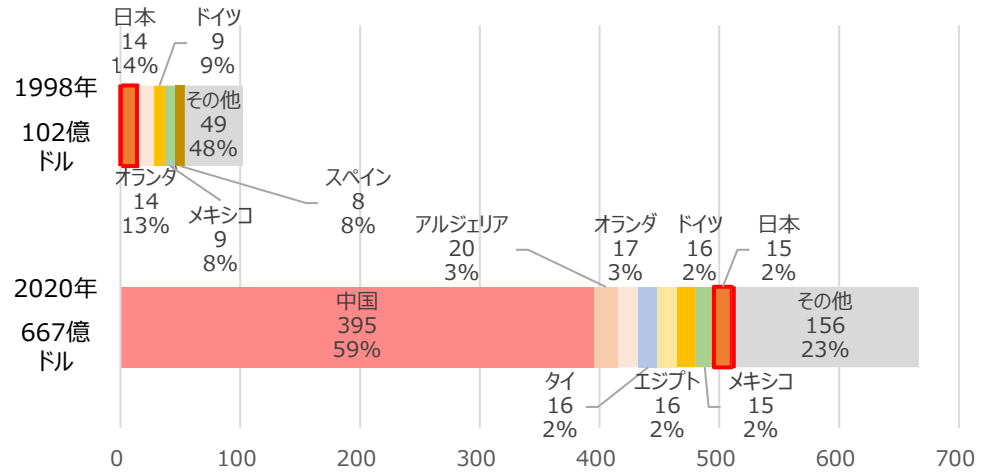
○農産物（全体）



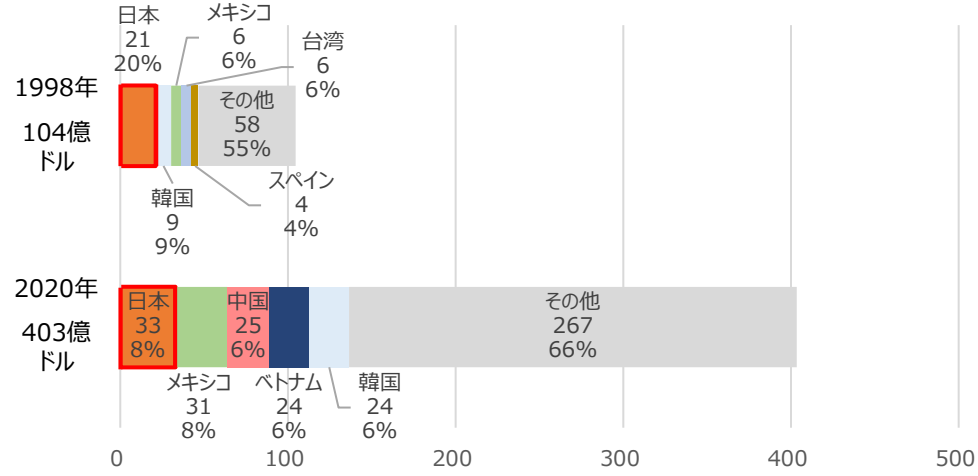
○小麦



○大豆



○とうもろこし

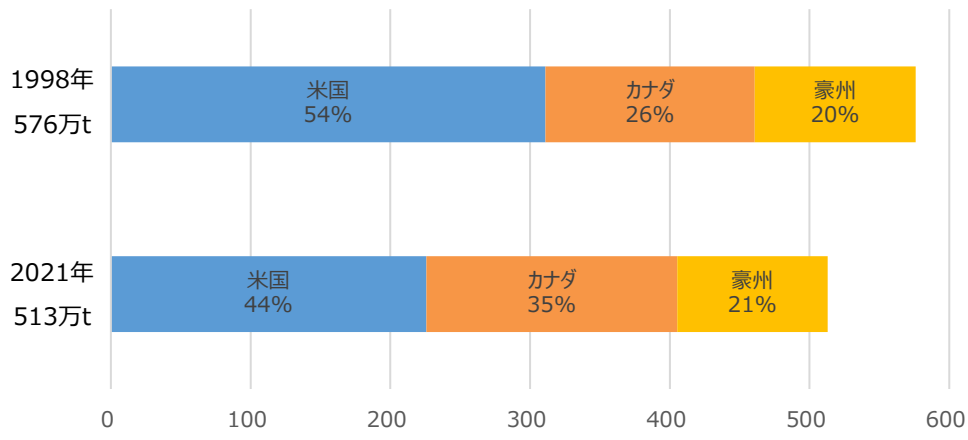


資料：FAOSTAT
注：農産物（全体）は、FAOSTATの統計上のCrops and livestock products(穀物および畜産物)の全品目の合計。

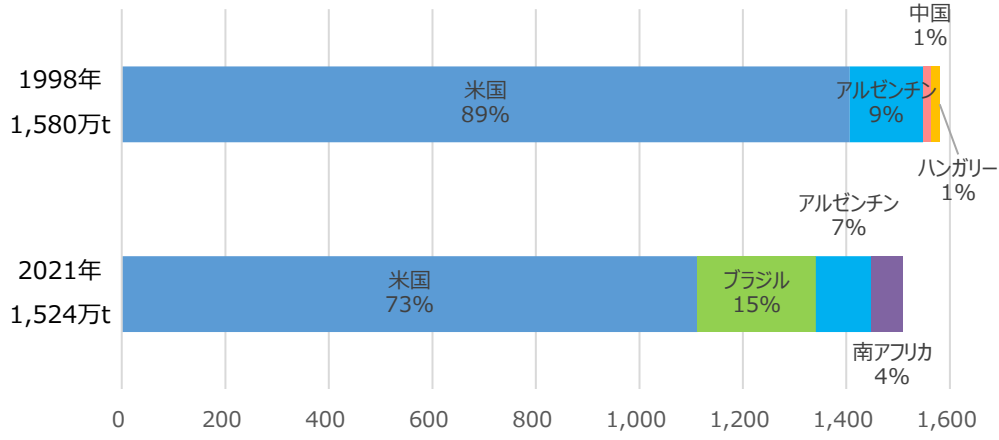
我が国の主要穀物等の輸入

- 国内生産では国内需要を満たすことができない品目は、品目ごとの国際需給及び価格の動向を踏まえた安定的な輸入を通じて、国内への供給を行っている。
- いずれも、米国、カナダ、豪州など特定の国からの輸入が多い。

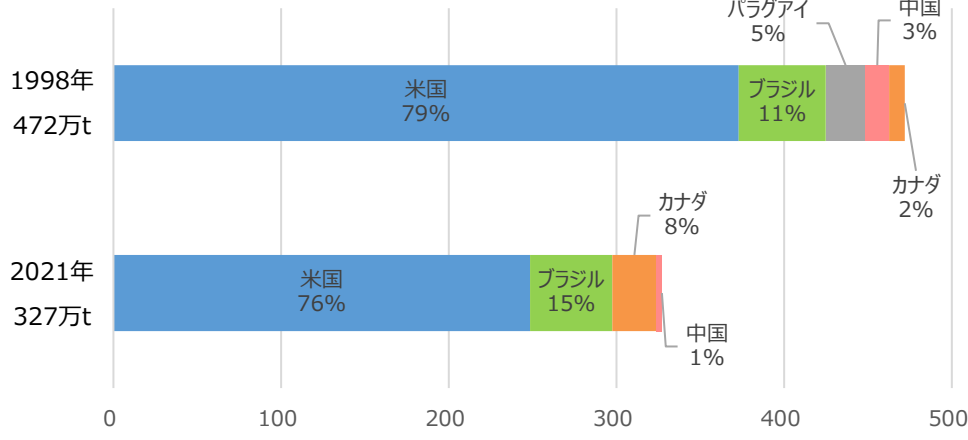
○小麦



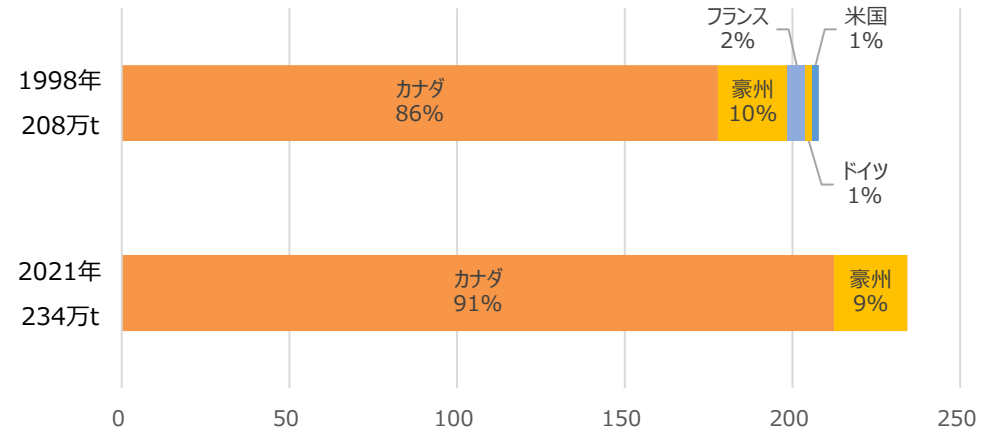
○とうもろこし



○大豆



○なたね

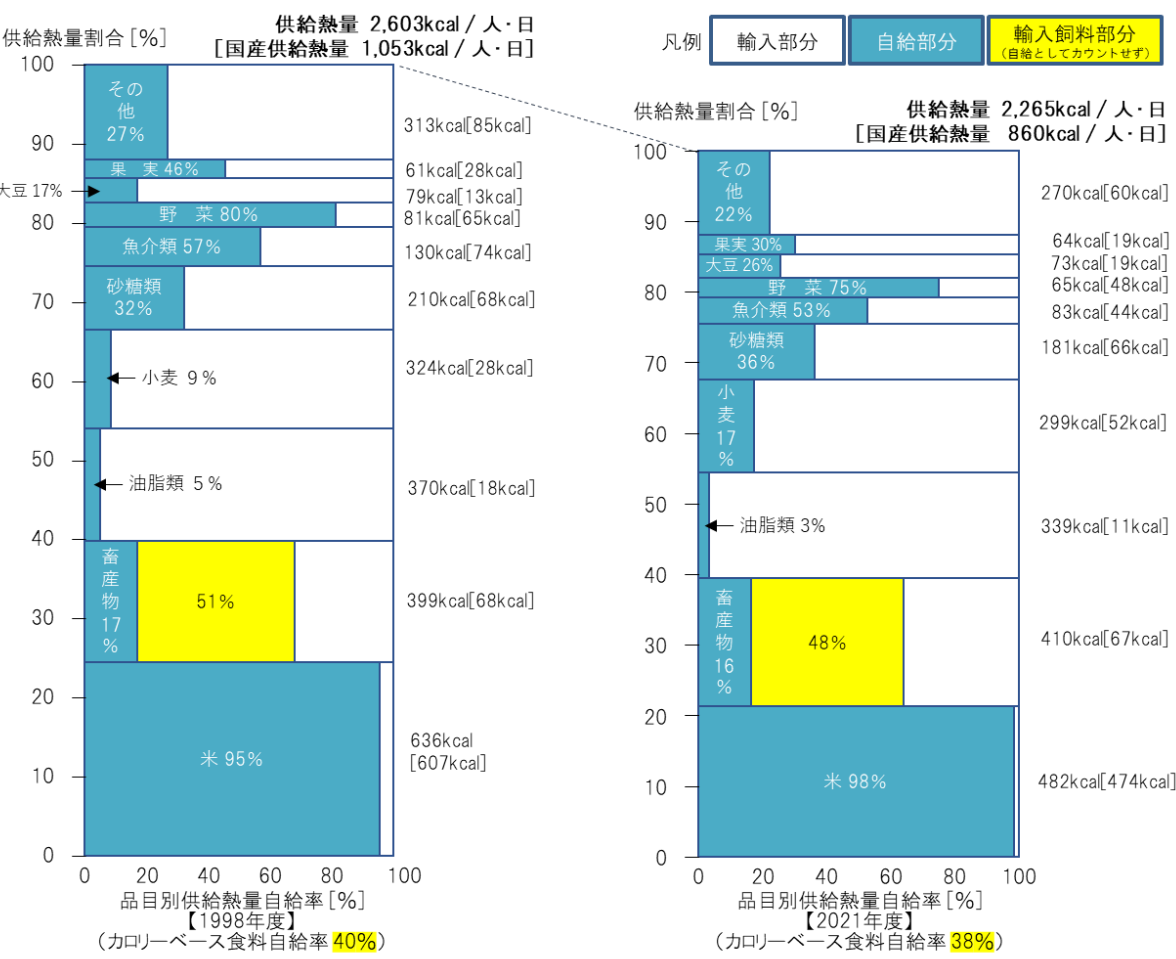


資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省にて作成。
 注1：主な用途は、小麦は食糧用、とうもろこしは飼料用、大豆、なたねは油糧用である。
 注2：小数点以下四捨五入のため、合計値が合わない場合がある。
 注3：加工品の原料分は含まない。

食料の輸入依存

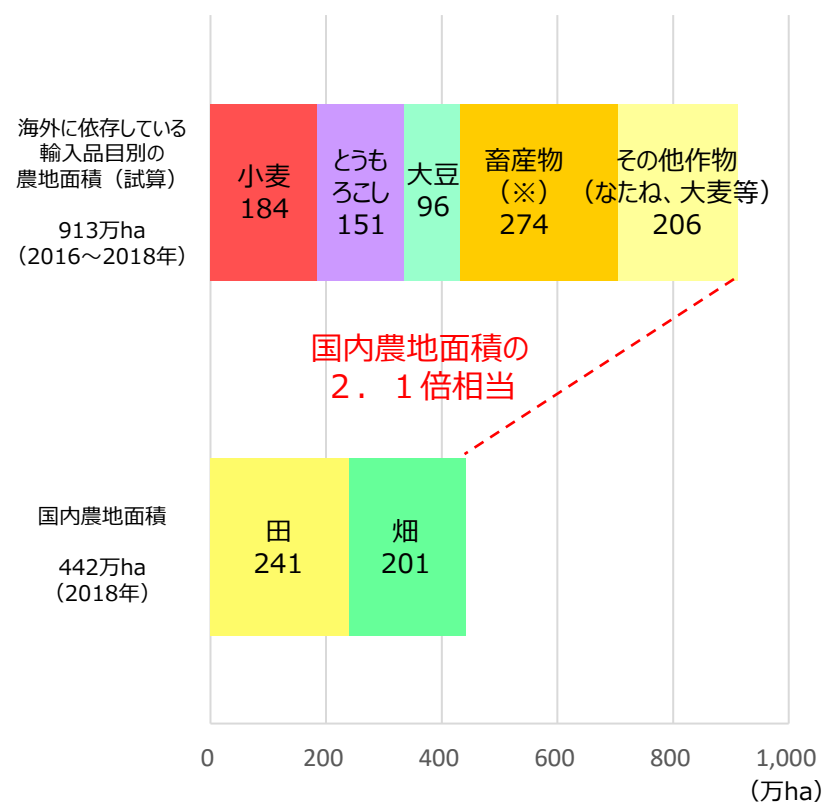
- 小麦、大豆、飼料、油脂類等の自給率は低く、大部分を輸入に依存。
- 穀物、油糧種子について、その輸入量を生産するために必要な海外の農地面積は日本の農地面積の2.1倍に相当し、すべてを国産で賅うことは不可能。
- 輸入している農産物の国産化を推進する一方、国産化が難しい品目については、安定的な輸入を行っていくことが重要。

○食料消費構造と食料自給率の変化



資料：農林水産省「食料需給表」

○日本の農産物輸入量の農地面積換算（試算）

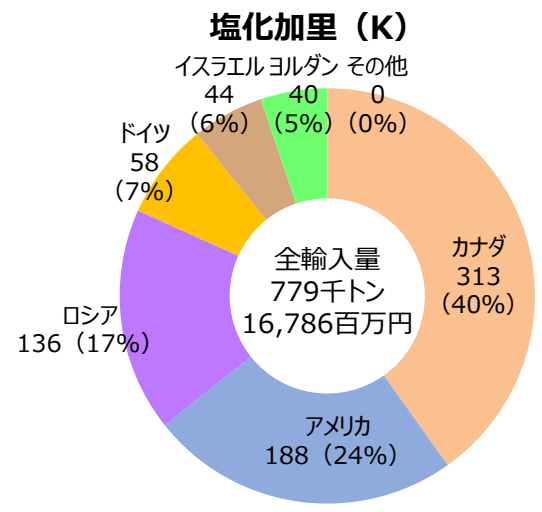
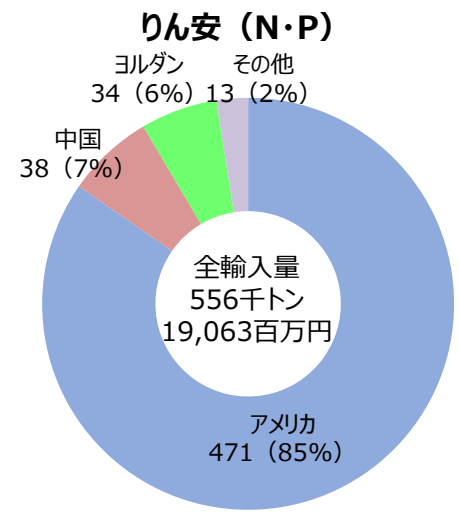
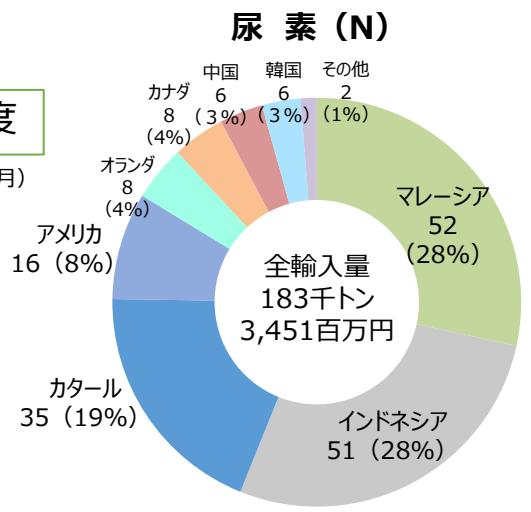


資料：農林水産省「食料需給表」、「耕地及び作付面積統計」等を基に農林水産省で試算。
 (※) 輸入している畜産物の生産に必要な牧草・とうもろこし等の量を当該輸入相手国の単収を用いて面積に換算したもの。大豆油の搾りかすや小麦ふすま等も飼料として活用。
 注：1年1作を前提。

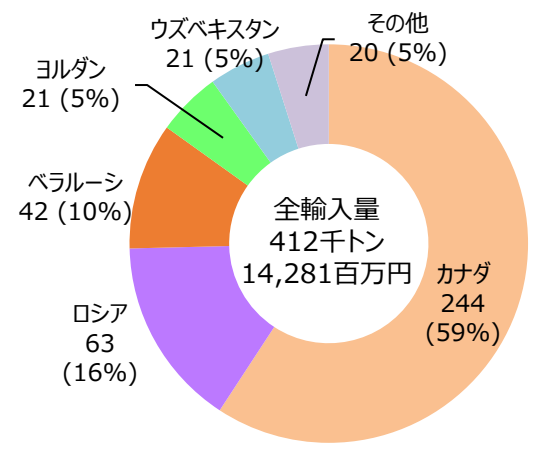
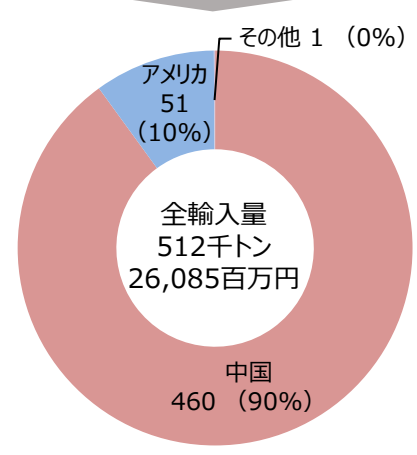
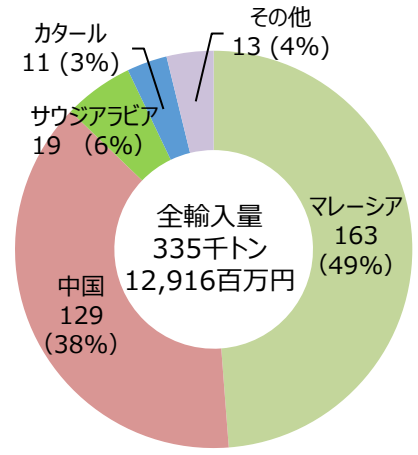
我が国の肥料原料の輸入状況

- 2020肥料年度の主な輸入先国は、尿素についてはマレーシア、中国、りん安については中国、塩化加里についてはカナダと特定の国への依存度が高まっている。
- こうした中、2021年秋以降、中国において肥料原料の輸出検査が厳格化され、我が国の肥料原料の輸入が停滞したことを受け、モロッコ等からの協調購入を急遽要請。また、ロシアやベラルーシから一定割合を輸入していた塩化加里についても、ウクライナ侵略の影響によりカナダ等から必要量を確保。

1998肥料年度
(1998年7月～1999年6月)



2020肥料年度
(2020年7月～2021年6月)



現在の対応状況

中国からの輸入が停滞
→ マレーシア等からの輸入が増加

中国からの輸入が停滞
→ モロッコ、ヨルダン等からの輸入が増加

ロシア・ベラルーシからの輸入が停滞
→ カナダ等からの輸入が増加

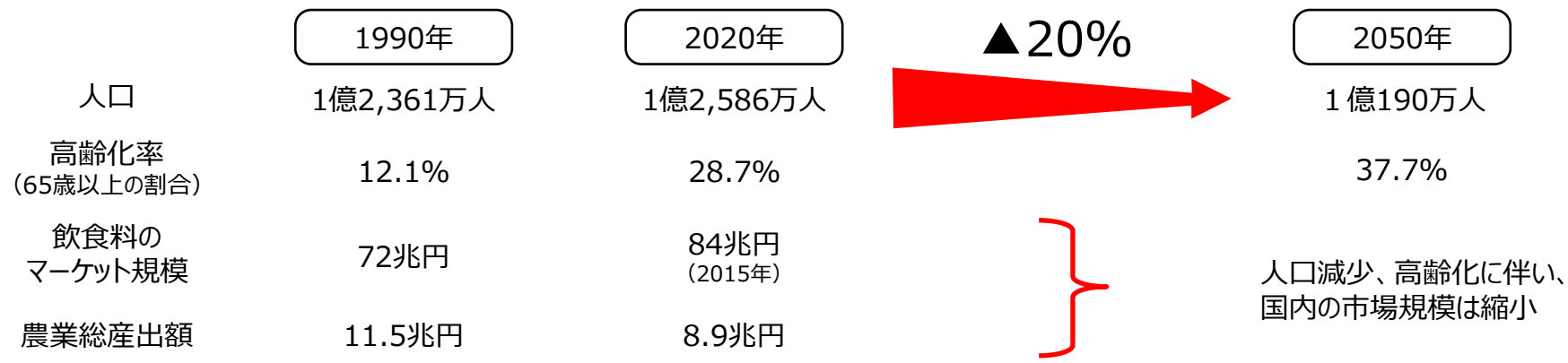
資料：財務省「貿易統計」を基に作成

2. 食料・農業・農村をめぐる情勢の変化

(3) 国内外の市場の将来展望

国内市場の変化

- 国内の市場規模は、人口減少や高齢化に伴い、縮小。
- 総世帯の食料支出総額の推移を品目別にみると、生鮮食品への支出額が2040年には4分の3程度（100から75）に減少。また、加工食品への支出額は増加（100から111）するが、一人当たり支出額が支出総額を上回っていることから、加工食品の消費量は減少する見込み。
- 急速な需要の減少が、日本の農林水産業に大きな影響を与えることは不可避。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」
農林水産省「農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表（飲食費のフローを含む。）」、「生産農業所得統計」

○一人当たり食料支出額（単位：％）

| | 2015年 | 2020年 | 2025年 | 2030年 | 2035年 | 2040年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 合計 | 100 | 103 | 105 | 108 | 112 | 116 |
| 生鮮食品 | 100 | 99 | 95 | 93 | 91 | 89 |
| 加工食品 | 100 | 105 | 110 | 117 | 124 | 132 |
| 外食 | 100 | 104 | 106 | 108 | 110 | 113 |

○食料支出総額（単位：％）

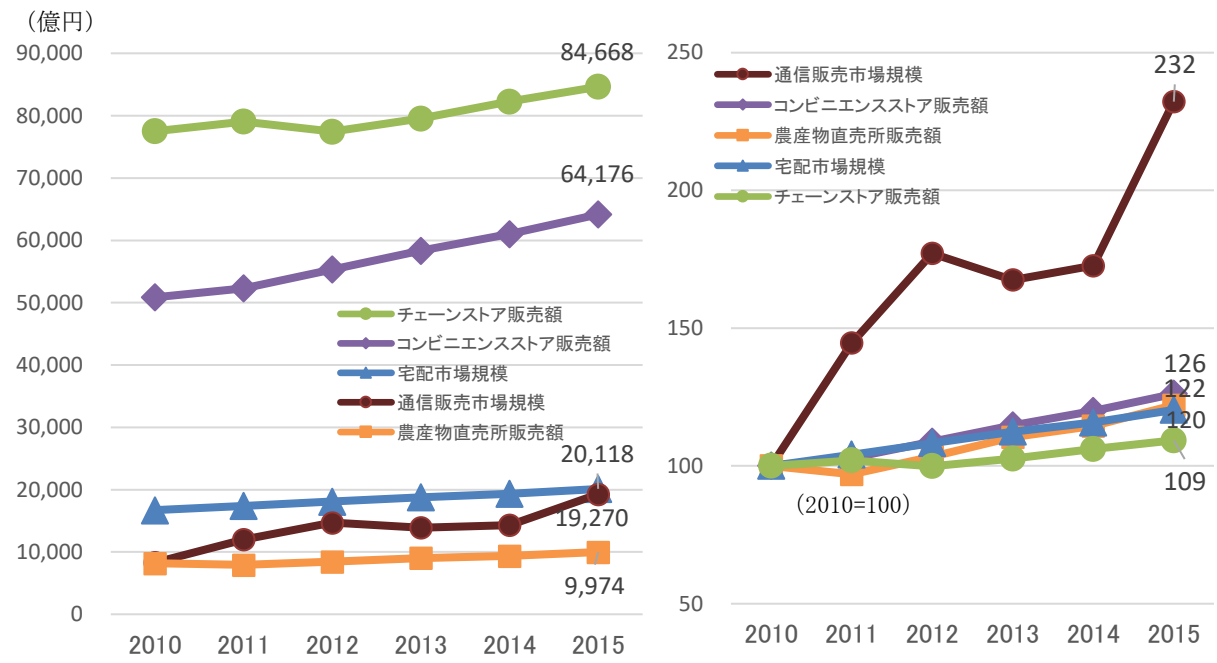
| | 2015年 | 2020年 | 2025年 | 2030年 | 2035年 | 2040年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 合計 | 100 | 101 | 100 | 100 | 99 | 98 |
| 生鮮食品 | 100 | 97 | 91 | 85 | 80 | 75 |
| 加工食品 | 100 | 103 | 105 | 107 | 109 | 111 |
| 外食 | 100 | 102 | 100 | 99 | 97 | 95 |

資料：農林水産政策研究所「我が国の食料消費の将来推計」（2019年版）

食料品の業態別販売動向

○ 食品小売は大手量販店が最大の地位を占めるが、近年、通販、宅配、直売、コンビニなど多様な流通形態が伸長。業態別販売シェアでは、スーパー3割弱、コンビニ2割強、ほか多様な業態が参入。

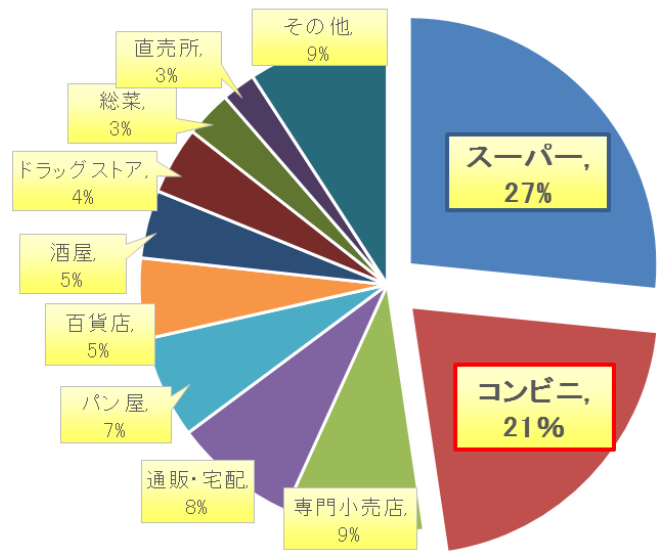
食品の業態別販売額・市場規模の推移



資料：宅配：矢野経済研究所「食品宅配市場の展望と戦略」、チェーンストア：日本チェーンストア協会「チェーンストア販売統計」、コンビニエンスストア：日本フランチャイズチェーン協会「コンビニエンスストア統計」、通信販売：日本通信販売協会「通信販売企業実態調査報告書」、農産物直売所：農林水産省「6次産業化総合調査」

業態別食品販売シェア

○ 日本の業態別食品販売シェア（試算）



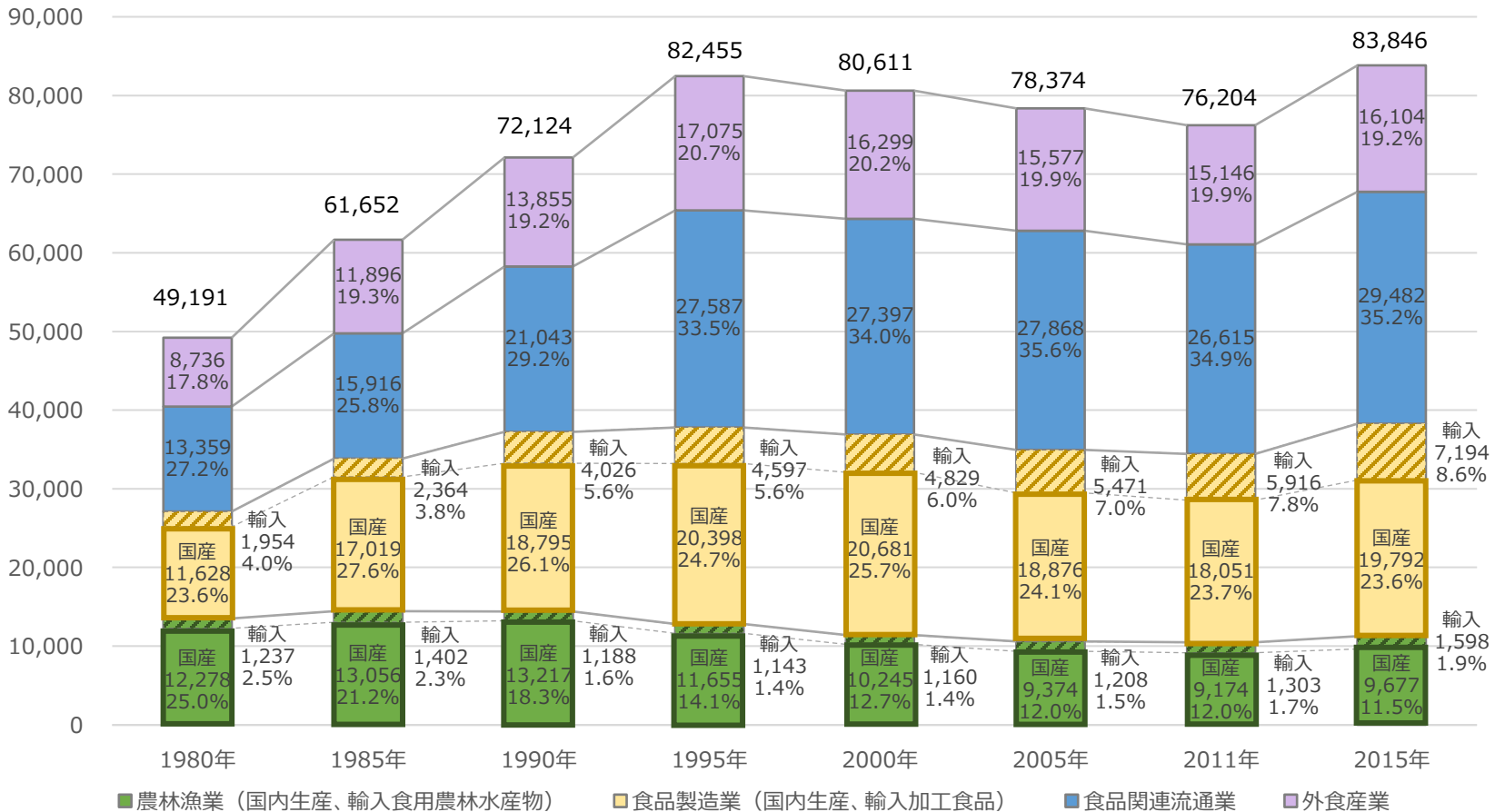
資料：各種統計から主要な食品小売業の飲食料品の売上高を合計。

最終消費からみた飲食費のフロー

- 最終消費からみた飲食費の部門別の帰属額（飲食料品の最終消費額に占めるその部門の額）について見ると、農林漁業の割合は減少傾向。また、国産農林水産物、国産加工食品の割合は減少傾向にあり、輸入食用農林水産物、輸入加工食品への額・割合が上昇。
- 農業の帰属額（飲食料品の最終消費額に占める農業の額）は、おおむね農業総産出額に連動しているが、付加価値の形成という観点では、川下側に需要創出の可能性も。

○最終消費からみた飲食費の部門別の帰属額と割合の推移

(単位：10億円)



資料：農林水産省「平成27年（2015年）農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表（飲食費のフローを含む。）」
 注1：2011年以前については、最新の「2015年産業連関表」の概念等に合わせて再推計した値である。
 注2：小数点以下四捨五入のため、合計値が合わない場合がある。
 注3：帰属額とは、飲食料の最終消費額のうち、当該部門に帰属する額を示している。具体的には以下により求めた。
 農林漁業及び食品製造業（輸入加工食品）：食材として国内に供給された農林水産物及び輸入加工食品の額
 食品製造業（国内生産）及び外食産業：飲食料として国内に供給された額から、使用した食材及び流通経費を控除した額
 食品関連流通業：食用農林水産物及び加工食品が最終消費に至るまでの流通の各段階で発生する流通経費（商業マージン及び運賃）の額

卸売業者、仲卸業者、スーパーマーケットの経営収支

- 卸売業者、仲卸業者の営業利益率は、いずれの分野においても±1%前後。
- 下段表が示すように、卸売（川上）よりも仲卸（川下）の方が営業利益が低い傾向。
- スーパーマーケットの営業利益率は1.4%。
- このような状況下においては、出荷者、卸売業者、仲卸業者、実需者それぞれの、価格交渉力が必要であり、適切な価格形成が重要。

○中央卸売市場卸売業者及び仲卸業者の営業収支（総売上高に対する割合）の内訳（令和2年度）

【卸売業者】

単位：%

【仲卸業者】

単位：%

| | 青果 | 水産 | 食肉 | 花き | | 青果 | 水産 | 食肉 | 花き |
|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|--------------|--------------|-------------|--------------|
| 売上総利益（粗利） | 6.57 | 5.41 | 4.27 | 9.73 | 売上総利益（粗利） | 12.81 | 13.16 | 8.00 | 19.25 |
| 販売費・一般管理費 | 6.16 | 5.05 | 4.20 | 9.88 | 販売費・一般管理費 | 13.24 | 13.62 | 7.20 | 20.11 |
| うち人件費 | 2.74 | 2.89 | 2.13 | 6.40 | うち人件費 | 5.75 | 7.44 | 3.13 | 10.95 |
| 営業利益 | 0.41 | 0.36 | 0.07 | ▲0.15 | 営業利益 | ▲0.42 | ▲0.46 | 0.80 | ▲0.86 |

資料：食品流通課調べ

○スーパーマーケット経営指標（令和3年度）

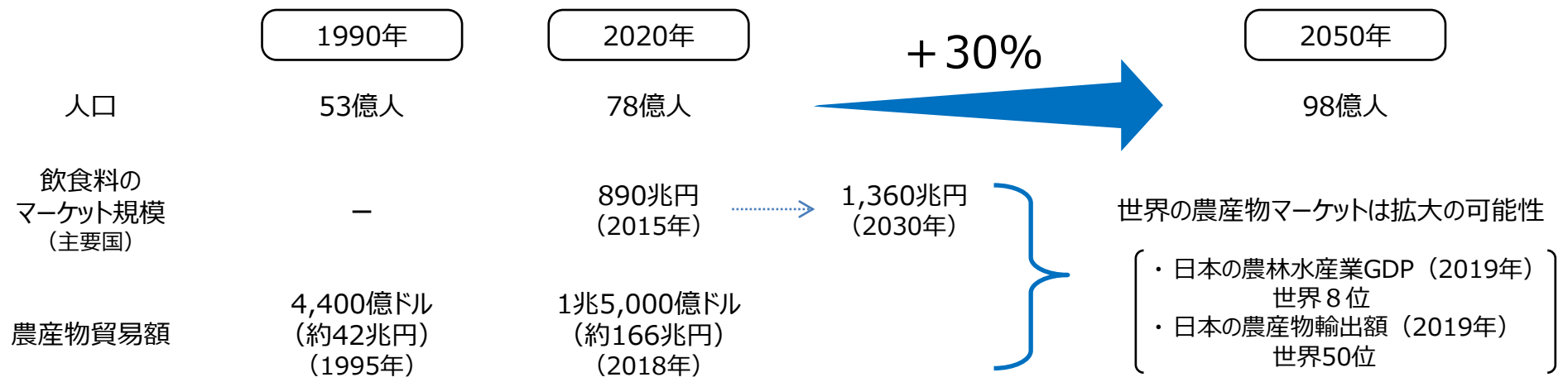
単位：%

| 売上高規模 | 全体 | 30億円未満 | 30億円以上 100億円未満 | 100億円以上 300億円未満 | 300億円以上 1000億円未満 | 1000億円以上 |
|-------------|-------------|-------------|-------------------|--------------------|---------------------|-------------|
| 売上総利益（粗利） | 26.17 | 26.45 | 25.20 | 26.37 | 26.90 | 26.05 |
| 営業利益 | 1.40 | 0.35 | 0.89 | 1.40 | 2.13 | 2.61 |

資料：2022年「スーパーマーケット年次統計調査報告書」
 （一社）全国スーパーマーケット協会
 （一社）日本スーパーマーケット協会
 オール日本スーパーマーケット協会

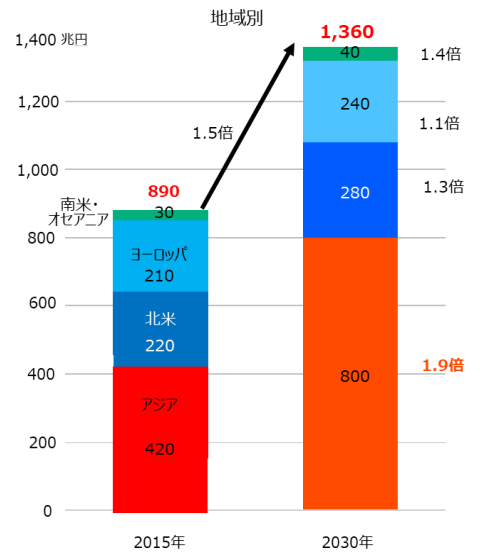
海外市場の変化

- 世界の農産物マーケットは、人口の増加に伴い、拡大する可能性。
- 農林水産業の生産基盤を維持・強化し、農林水産物・食品の輸出促進により世界の食市場を獲得していくことが重要。



資料：国際連合「世界人口予測・2017年改訂版」、農林水産政策研究所「世界の飲食料市場規模の推計」、FAO「世界農産物市場白書（SOCO）：2020年報告」

○世界の飲食料市場規模



○国別・部門別の飲食料市場規模

単位：兆円

| | 2015年 | | | | 2030年 | | | |
|-----------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|--------------|
| | 生鮮品 | 加工品 | 外食 | 合計 | 生鮮品 | 加工品 | 外食 | 合計 |
| アジア | 221 | 146 | 57 | 424 | 409 | 292 | 93 | 794 |
| 北米 | 47 | 93 | 83 | 223 | 55 | 105 | 125 | 284 |
| ヨーロッパ | 53 | 97 | 60 | 211 | 62 | 105 | 75 | 242 |
| 南米・オセアニア | 12 | 12 | 9 | 32 | 15 | 16 | 14 | 45 |
| 34か国・地域計 | 333 | 348 | 210 | 890 | 541 | 518 | 306 | 1,364 |

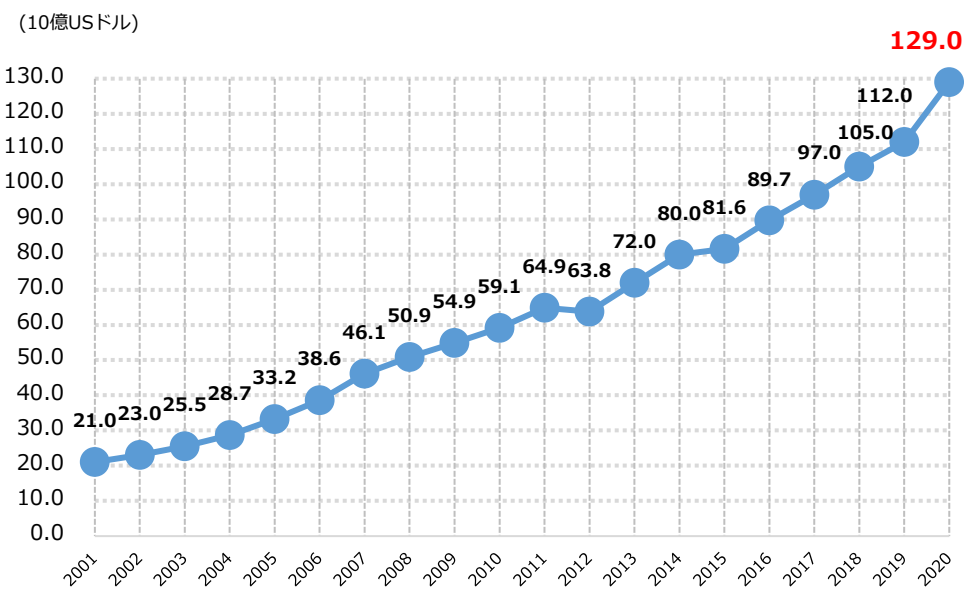
資料：農林水産政策研究所「世界の飲食料市場規模の推計」

※グラフの数値は四捨五入して表示してある。
資料：農林水産政策研究所「世界の飲食料市場規模の推計」

有機食品市場の状況

- 世界の有機食品売上は増加し続けており、2020年では約1,290億ドル（約14.2兆円/1ドル=110円）。
- 米国の売上は5兆円超、独、仏、中国は1兆円超に達する。
- 我が国は、持続的な農業を実現するためだけでなく、輸出を拡大していく上でも、有機農産物の生産拡大が必要。

○世界の有機食品売上の推移



資料：FiBL & IFOAM The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2008～2022をもとに、農業環境対策課作成

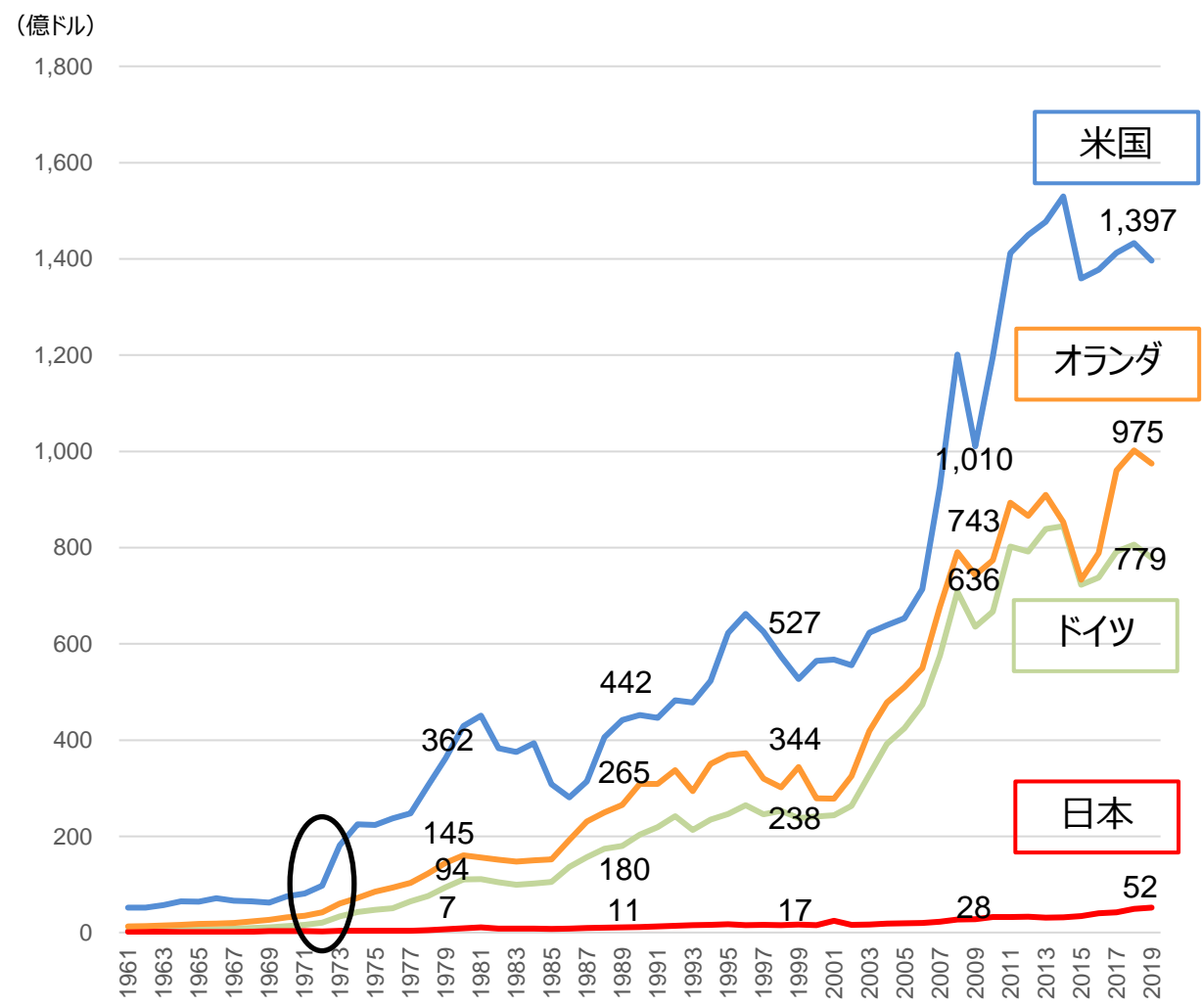
○国別の有機食品売上額（2018年）

| 国名 | 売上額 |
|---------|-----------|
| アメリカ | 5兆1,967億円 |
| ドイツ | 1兆3,965億円 |
| フランス | 1兆1,698億円 |
| 中国 | 1兆0,351億円 |
| (参考) 日本 | 1,816億円 |

資料：FiBL & IFOAM The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2022をもとに、農業環境対策課作成
注：1ユーロを128円に換算し作成

先進国の農産物輸出額の推移

- 1970年代の農産物過剰時代以降、諸外国は輸出拡大に取り組み、実績を大きく拡大してきた。
- 一方、我が国の輸出はこれまで停滞し、拡大し続ける世界の食料需要を取り込めていない。



資料 : FAOSTAT

農産物・食品の輸出割合

- 世界の農産物市場が拡大する中で、日本の輸出割合は他国と比較しても低いため、今後、輸出増のポテンシャルは比較的高い。
- 国内生産額の10%を海外市場へ販売することで、5兆円目標を達成し、国内の農林水産業の活性化を図る。

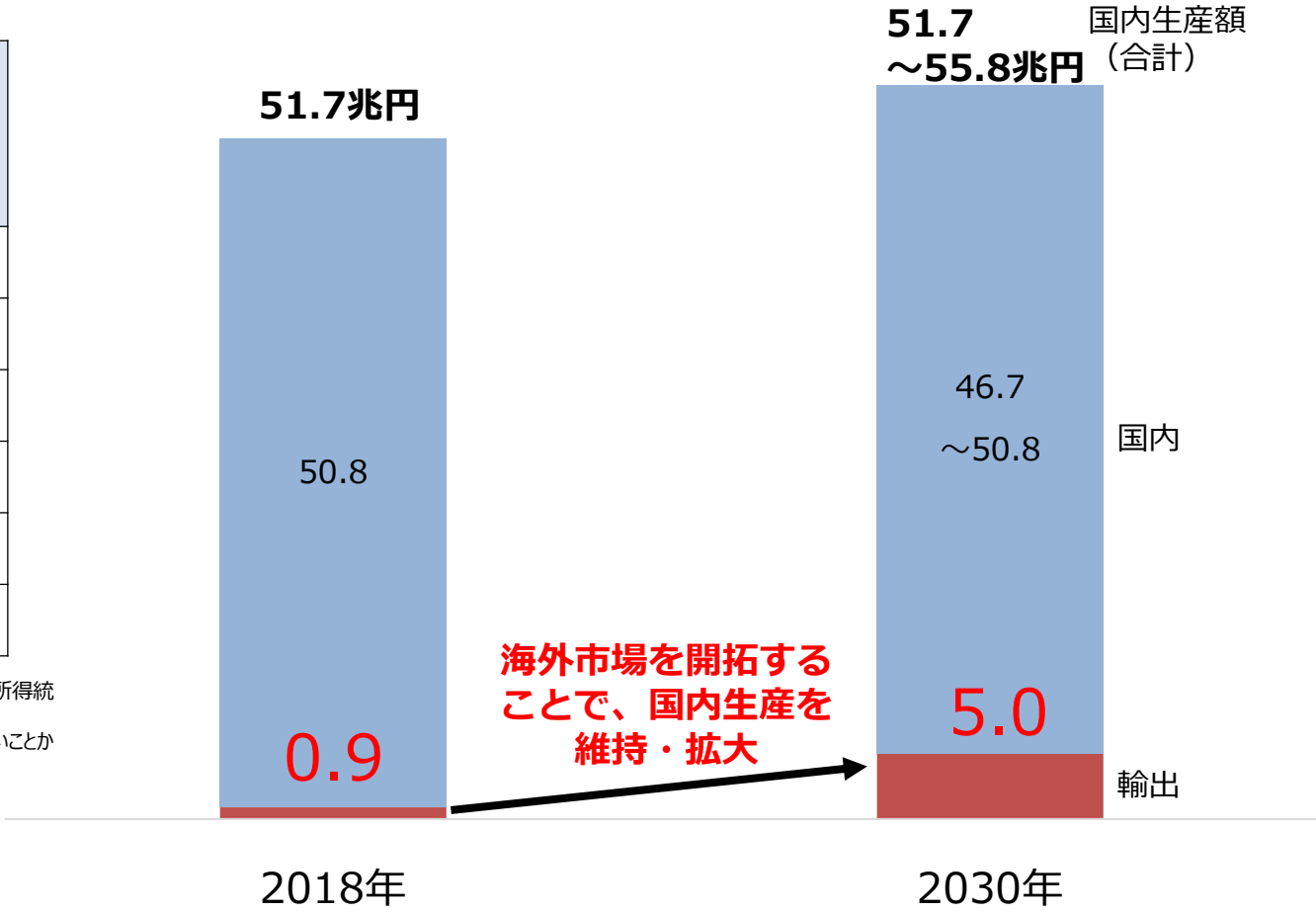
○ 諸外国の農産物・食品の輸出割合

(億ドル)

| 国名 | 生産額 (農産物・ 食品製造業) | 輸出額 (農産物・ 加工食品) | 輸出割合 |
|------|------------------------|-----------------------|-----------|
| アメリカ | 12,335 | 1,442 | 12% |
| フランス | 2,591 | 730 | 28% |
| イタリア | 2,302 | 485 | 21% |
| イギリス | 1,548 | 286 | 18% |
| オランダ | 1,066 | 1,018 | 95% |
| 日本 | 4,725 | 84 | 2% |

資料：FAOSTAT, 三井物産戦略研究所, Global Trade Atlas, 生産農業所得統計, 工業統計, 林業産出額, 漁業産出額, 農業・食料関連産業の経済計算
 注：日本以外の諸外国の林業・漁業生産額については、比較可能な統計がないことから、生産額、輸出額とも含めていない。日本のみ農林水産物として算出。

○ 5兆円目標の意義



資料：農業：農業総産出額（生産農業所得統計）
 林業：木材・木製品製造業（家具を除く）の製造品出荷額等（工業統計）及び栽培きのこ類の産出額（林業産出額）の合計
 漁業：漁業産出額（漁業産出額）
 食品製造業：国内生産額（農業・食料関連産業の経済計算）
 注1：食品製造業の原料の一部に農業、林業、漁業生産物が含まれる。
 注2：2030年の国内生産額は試算値

輸出規制に対応できる産地の現状

- 農林水産物・食品の輸出に際し、輸出先国から求められる各種規制は、国ごと、品目ごとに国内の基準と異なるため、国内向けの産品を、日本より規制が厳しい国へそのまま輸出することは難しい。
- 拡大する海外市場を獲得していくためには、輸出先国の規制措置を踏まえながら、規制に対応した産地をさらに増加させていく必要がある。

輸出先国ごと・品目ごとに様々な規制対応を求められる

| 規制対応の種類 | 規制の内容・例 |
|----------------------------|--|
| 食品衛生 | ○ 輸出先国から求められる衛生条件に対応した施設である旨の認定等が必要（例：米国・EU等向けの牛肉輸出には施設認定が必要） |
| 動植物検疫 | ○ 輸出先国によって異なる検疫措置に対応や産地の登録が必要（例：米国向けりんご輸出には生産園地の指定や低温・消毒処置等が必要、タイ向けかんきつ類の輸出には、生産地域の指定や消毒処理が必要） |
| その他 (食品添加物、残留農薬、容器・包装等) | ○ 国内と異なる食品添加物規制や残留農薬基準、容器・包装基準等に対応する必要 |

【対応が必要な輸出先国の検疫措置の例（りんご）】

| 輸出規制の厳しさ | 輸出先国 | 検疫の有無 | 検疫措置 | | | 輸出実績 (R3) |
|-------------|------|-------|----------|--------|---------------------------------|-----------|
| | | | 生産者・園地登録 | 選果場の登録 | その他 | |
| 低 ↓ 高 | 香港 | 無 | — | — | — | 35億円 |
| | タイ | 有 | 要 | 要 | — | 4億円 |
| | 米国 | 有 | 要 | 要 | ・低温処理 ・臭化メチルくん蒸 ・日米合同輸出検査 | 2.5百万円 |

これらの規制等に対応した産地は限定的であり、さらに増加させていく必要がある

- 牛肉輸出認定施設は、米国向け15施設、EU向け11施設、香港向け14施設、台湾向け26施設、シンガポール向け20施設（成牛処理実績のある国内の食肉処理施設123施設）
- 米国向けに園地登録されたりんごの生産園地は4園地、約7ha（全国のりんご栽培面積36,300ha）
- タイ向けに園地登録されたかんきつ類の生産園地は41園地、約26ha（全国のかんきつ類栽培面積62,100ha）

(注1) 輸出拡大実行戦略における米国・EU等向け施設整備目標は25施設、台湾・シンガポール等向けは40施設（2025年）
 (注2) 全国の栽培面積は令和4年作物統計による

マーケットインの発想で取り組む輸出産地の育成を加速化させることが必要

輸出先進国の輸出支援体制

○ 輸出先進国では、従来より、主要な品目ごとに生産から輸出に係る事業者が一体となった品目団体と政府が輸出支援体制を構築。

品目団体の活動状況

- 品目団体（生産・加工・流通・販売事業者が加入する団体）が業界一体となって輸出先国でのプロモーション・販売促進、調査・研究等を実施。

米国食肉輸出連合会（USMEF）

- 食肉関連企業や生産者団体等から構成される非営利団体
- 市場動向の分析や小売店・レストランと連携した販売促進、消費者向けプロモーション等を実施（年間予算約4,980万USD）



アメリカンポーク店頭PR

韓国いちご輸出統合組織（K-Berry）

- いちごの生産者団体、商社等の出資により設立された株式会社
- 共同ブランドによるプロモーションや優良品種・貯蔵技術の開発等を実施



インドネシア向けK-Berry 広報動画

豪州食肉家畜生産者事業団（MLA）

- 牛等の生産者から構成される食肉製品のマーケティング・研究機関
- オージービーフのプロモーション、消費者向けレシピ・リーフレットの作成及び配布、流通業者へのセミナー等を実施（年間予算約1億9,590万USD※）



シャンパーニュ地方ワイン生産同業委員会

- ブドウ生産者、シャンパーニュ醸造者等から構成される半官半民の団体
- PRやブランドの名称保護・啓蒙、市場調査、ブドウの品種改良や技術開発等を実施（年間予算約1,900万EUR※）



シャンパーニュデイの設置によるPR

※輸出促進以外の国内向け対策も含む。

政府による輸出支援体制

- 政府は、大使館内や海外貿易事務所に、農産物貿易の専門スタッフや専門知見を持つローカルスタッフを配置し、品目団体や事業者等を継続的に支援。

米国農産物貿易事務所（ATO）

- 米国農務省海外農務局の下部組織として、牛肉や豚肉など主要な米国産農産物の消費市場におけるマーケティングと情報収集のために輸出先国に設置
- 海外13拠点の大使館等に、農務省職員・ローカルスタッフを配置（日本では、在京米国大使館に7名、在大阪総領事館に4名配置）
- 市場情報の収集、アメリカ食品展の開催等を実施

韓国農水産食品流通公社（aTセンター）

- 農漁村開発公社を前身とした準政府機関として2012年に設立された国内農水産食品産業の育成・支援団体
- 国内11地域本部、海外18拠点に職員約870名を配置（日本では、東京支社に7名、大阪支社に5名配置）
- 輸出者向けコンサルティング、物流・検疫通関支援を実施

ノルウェー水産物審議会（NSC）

- 1991年に漁業省の組織として設立、2005年に漁業省所管の有限会社に移行
- ノルウェーの水産物（サーモン/トラウト、タラ、サバ等）のマーケティングや情報収集を実施
- 国内1拠点、海外12拠点に職員約80名を配置（日本事務所は在京ノルウェー大使館内にあり、2名配置）
各組織のHP、SNS、ヒアリングを基に作成



ノルウェーさば店頭PR

品目団体と政府が協力して、海外の商流構築を行い、海外の市場を開拓
（例：USMEFとATOが協力して、日本の食品スーパーで米国産肉をPR）

我が国における輸出施策

○ 我が国においても、品目団体の組織化や輸出先国における専門的・継続的な支援体制の強化に着手したところ。

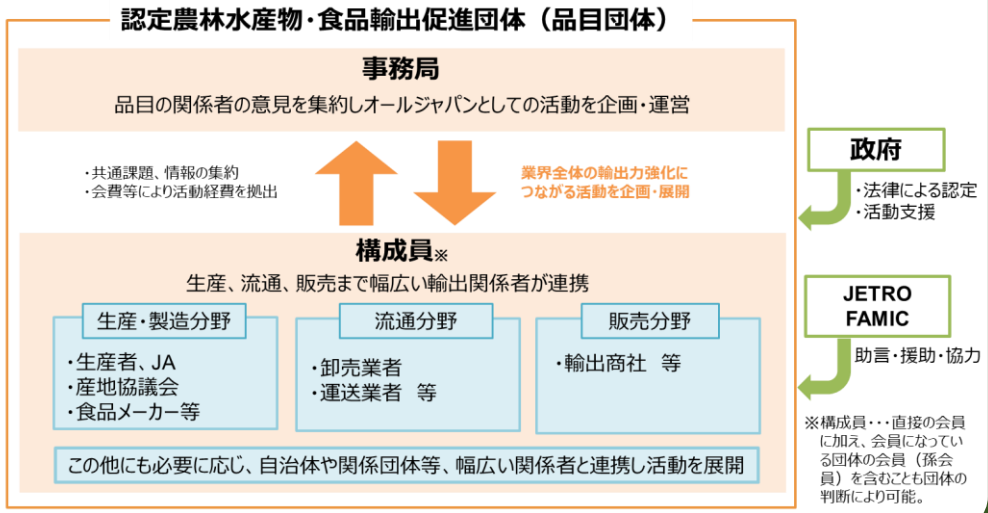
品目団体の組織化及びその取組の強化

輸出促進法による品目団体の認定制度を創設し、以下の取組を推進

- ① 輸出先国・地域の市場等の調査やジャパンブランドを活用した広報宣伝等の業界一体での需要開拓
- ② 輸出拡大に効果的な業界規格の策定
- ③ 会員等を対象とする任意のチェックオフなど自主財源の増加

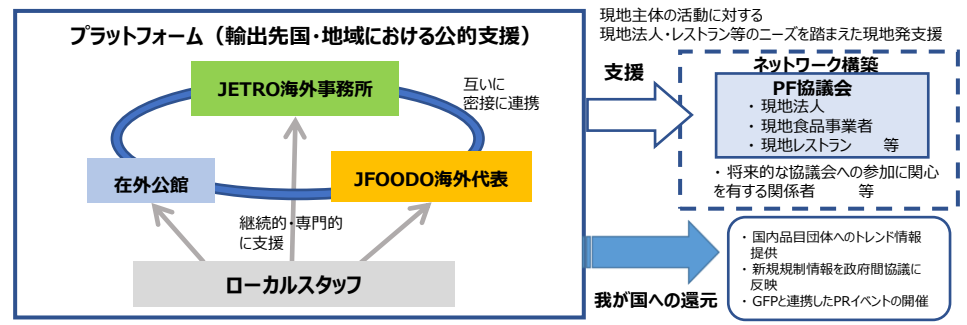
- 他の先進国並の輸出促進の体制を構築
- 日本の強みがある品目をオールジャパンで販売する体制を整備

<認定団体の体制イメージ>



輸出先国・地域における専門的・継続的な支援体制の強化

- 主要な輸出先国・地域において、在外公館とJETRO海外事務所等を主な構成員とする輸出支援プラットフォームを設立
- 食品産業等に精通した人材をローカルスタッフとして速やかに雇用・確保し、輸出先国で輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援
- 輸出支援プラットフォーム設置候補都市
米国（ロサンゼルス、ニューヨーク）、
EU（パリ、ブリュッセル又はアムステルダム）、
ベトナム（ホーチミン）、シンガポール（シンガポール）、
タイ（バンコク）、中国（上海、北京、広州、成都）、
香港（香港）、台湾（台北）
 ※下線は立ち上げ済（令和4年10月時点）



2. 食料・農業・農村をめぐる情勢の変化

(4) 食料安全保障に関する考え方

我が国の食料の安定供給の確保の考え方

○ 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料需給等に不安定な要素が存在していることを考慮し、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせることにより確保。

(1) 食料安全保障の確立に向けた取組

① 国内の農業生産の増大

- ・ 担い手の確保や農地の集積・集約化
- ・ スマート農業による生産性向上
- ・ 国産農産物の増産や国産への切替え
- ・ 輸出拡大にも対応した畜産物、果実等の増産
- ・ 食育や地産地消の推進

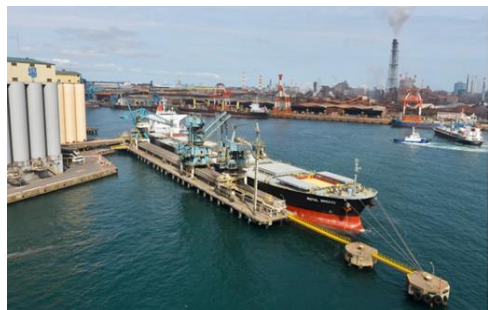
等



② 輸入穀物等の安定供給の確保

- ・ 輸入相手国との良好な関係の維持・強化
- ・ 関連情報の収集・分析、定期的な情報発信

等



③ 備蓄の適切な運営

- ・ 米、小麦及び飼料穀物の備蓄の適切な運営

等

(2) 不測時に備えた食料安全保障

- リスクを洗い出し、そのリスクごとの影響度合、発生頻度、どう変化するか等について定期的に検証
- 主要な不測の事態を想定した具体的な対応手順を検証

緊急事態食料安全保障指針について

○ 農林水産省では、不測の要因により食料の供給に影響が及ぶおそれのある事態に的確に対処するため、政府として講ずべき対策の基本的な内容、根拠法令、実施手順等を示した「緊急事態食料安全保障指針(以下「指針」という。）」(平成24年9月農林水産省決定)を策定。

○食料安全保障対策の概要

注：下線部分は令和3年7月1日改正

平素からの取組

- ・ 食料自給力の維持向上
- ・ 適切かつ効率的な備蓄の運用、安定的な輸入の確保
- ・ 国内外の食料供給に関する情報の収集・分析・提供
(平素からの効率的な情報収集・発信のための省内体制を強化)
- ・ 早期の警戒監視の強化
- ・ 早期注意段階を新設し、情報の収集・分析の強化と、
関連業界、消費者への的確な情報発信等を実施
- ・ 事業継続計画等の策定、状況に応じた見直し等を促進

レベル0 レベル1以降の事態に発展するおそれがある場合

- ・ 食料供給の見通しに関する情報収集・分析・提供
- ・ 備蓄の活用と輸入の確保
- ・ 規格外品の出荷、廃棄の抑制などの関係者の取組の促進
- ・ 食料の価格動向などの調査・監視

レベル1 特定の品目の供給が、平時の供給を2割以上下回ると予測される場合を目安

- ・ 緊急の増産(国民生活安定緊急措置法)
- ・ 生産資材(種子・種苗、肥料、農薬)の確保(国民生活安定緊急措置法など)
- ・ 買い占めの是正など適正な流通の確保(買い占め等防止法など)
- ・ 標準価格の設定などの価格の規制(国民生活安定緊急措置法)

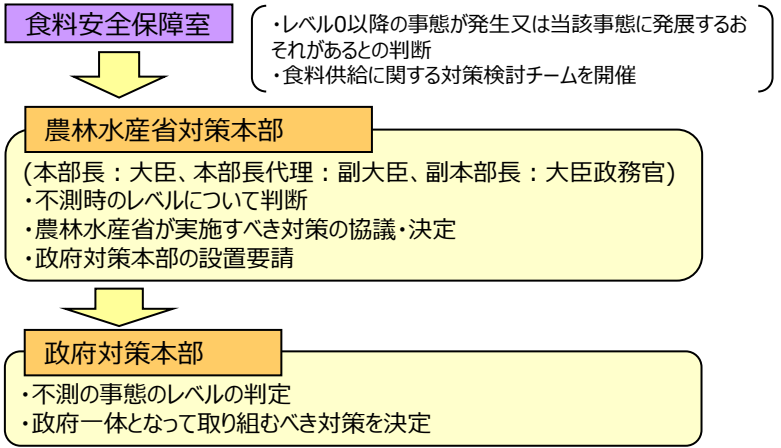
レベル2 1人1日当たり供給熱量が2,000kcalを下回ると予測される場合を目安

- ・ 熱量効率が高い作物などへの生産の転換
- ・ 既存農地以外の土地の利用
- ・ 食料の割当て・配給及び物価統制(物価統制令、国民生活安定緊急措置法、食糧法)
- ・ 石油の供給の確保(石油需給適正化法)

○食料の供給に影響を及ぼす不測の要因

- (1) 国内における要因
- ①大規模自然災害や異常気象
 - ②感染症の流行
 - ③家畜・水産動物の伝染性疾病や植物病害虫
 - ④食品の安全に関する事件・事故
 - ⑤食品等のサプライチェーンの寸断
 - ⑥地球温暖化等の気候変動
- (2) 海外における要因
- ①大規模自然災害や異常気象
 - ②感染症の流行
 - ③家畜・水産動物の伝染性疾病や植物病害虫
 - ④食品の安全に関する事件・事故
 - ⑤港湾等での輸送障害
 - ⑥輸出国等における紛争、政情不安、テロ
 - ⑦輸出国における輸出規制
 - ⑧輸出国-輸入国間等の貿易上の障害の発生(貿易摩擦)
 - ⑨為替変動
 - ⑩石油等の燃料の供給不足
 - ⑪地球温暖化等の気候変動
 - ⑫肥料(養殖用飼料)需給のひっ迫
 - ⑬遺伝資源の入手困難
 - ⑭水需給のひっ迫
 - ⑮単収の伸び率の鈍化
 - ⑯水産資源の変動
 - ⑰人口増加に伴う食料需要増加
 - ⑱バイオ燃料向け需要の増加
 - ⑲新興国との輸入の競合

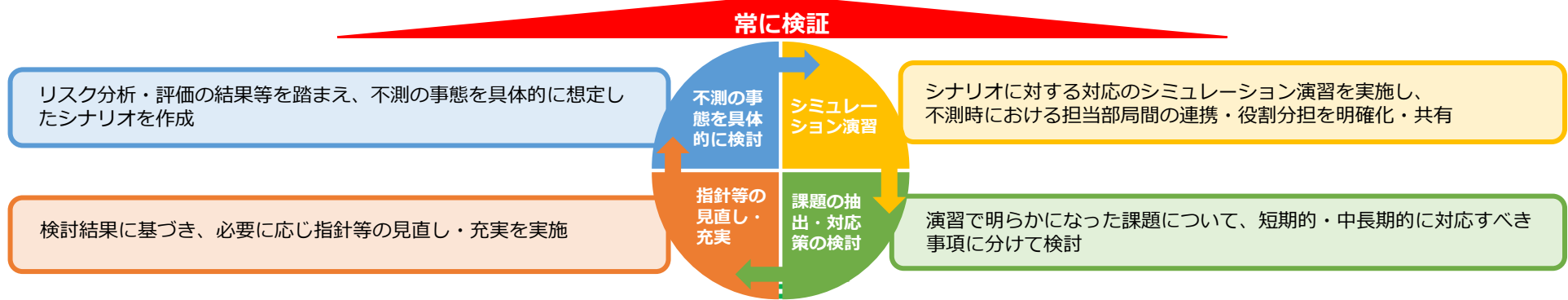
○不測の事態に対する体制



不測時に備えた平時からの取組

- 不測の事態に備え、平時から①食料の安定供給に関するリスクの影響等を分析、評価するとともに、②不測の事態が生じた場合の具体的な対応手順等を整理し、その実効性を検証。

不測の事態（国内生産の減少、輸入の減少・途絶 等）への対応



① リスク分析・評価

- 世界的な人口増加や経済発展、気候変動に加え、新たな感染症の発生や国際情勢の変化等、我が国の食料供給に影響を与える可能性のある要因（リスク）について、その起こりやすさや影響度合い等を定期的に分析、評価。
- 令和4年度は、新型コロナやウクライナ情勢等の新たなリスクの発生により、食料安全保障上の懸念が高まりつつある状況に対応し、必要となる施策を検討・講じていく観点から、リスクの再整理、対象品目の拡大等を行い、より包括的な検証を実施。

<これまでの実施状況>

| 実施年度 | 対象品目 | 対象リスク |
|--------|--------------------------------------|---------------------|
| 平成26年度 | 主要6品目 (米、小麦、大豆、飼料用とうもろこし、畜産物、水産物) | 国内5リスク、 海外17リスク |
| 平成27年度 | | |
| 平成28年度 | | |
| 平成29年度 | | |
| 令和4年度 | 32品目・業種 (生産努力目標を設定している24品目を基本) | 国内10リスク、 海外15リスク |

注：平成30年度～令和2年度は従来の分析・評価とは別に、別途重点課題を設定の上分析・評価。

② シミュレーション演習

- 緊急の要因（国内外の不作、輸入の減少・途絶等）により、我が国の食料供給に影響の及ぶおそれのある事態に的確に対処するため、政府として講ずべき対策の基本的内容、実施手順等を整理（緊急事態食料安全保障指針）。
- 同指針に基づく具体的な方策について、事態ごとのシナリオによるシミュレーション演習を行い、対応手順の実効性や関係部局間の連携等を検証・確認。課題を抽出し、必要に応じた見直しや更なる充実を実施。

<これまでの実施状況>

| 実施年度 | 基本シナリオ・実施内容 |
|--------|---|
| 平成27年度 | ・国内の不作により、米の生産が減少 ・世界的な不作により、小麦及びとうもろこしの輸入が減少 ※レベル1（緊急増産）まで実施 |
| 令和元年度 | ・世界的な不作により、小麦、大豆及びとうもろこしの輸入が減少 ※レベル2（生産転換）まで実施 |
| 令和3年度 | ・世界的な不作により、小麦、大豆及びとうもろこしの輸入が減少 ※消費者対策を重点テーマとして実施 |

国際的な食料安全保障 (Food Security) の概念

- 1996年11月にローマで開催されたFAO食料サミットは、世界規模で食料問題について論議された初めての会議。
- 「すべての人の食料安全保障を達成し、2015年までに現在の栄養不足人口を半減することを目標」として、「世界食料安全保障のためのローマ宣言」が取りまとめ。
- その中の、「世界食料サミット行動計画」の中で、下記の食料安全保障の定義を提起。

【国連食糧農業機関 (FAO) の定義】

食料安全保障は、**全ての人**が、**いかなる時にも**、活動的で健康的な生活に必要な食生活上の**ニーズ**と**嗜好**を満たすために、**十分で安全かつ栄養ある食料を、物理的にも社会的にも経済的にも入手可能**であるときに達成される。

“Food security exists when all people, at all times, have physical, social and economic access to sufficient, safe and nutritious food which meets their dietary needs and food preferences for an active and healthy life.”
This widely accepted definition points to the following dimensions of food security:

【食料安全保障の4つの要素】

Food Availability (供給面)
: 適切な品質の食料が十分に供給されているか

The availability of sufficient quantities of food of appropriate quality, supplied through domestic production or imports (including food aid)

Utilization (利用面)
: 安全で栄養価の高い食料を摂取できるか

Utilization of food through adequate diet, clean water, sanitation and health care to reach a state of nutritional well-being where all physiological needs are met. This brings out the importance of non-food inputs in food security.

Food Access (アクセス面)
: 栄養ある食料を入手するための合法的、政治的、経済的、社会的な権利を持ちうるか

Access by individuals to adequate resources (entitlements) for acquiring appropriate foods for a nutritious diet. Entitlements are defined as the set of all commodity bundles over which a person can establish command given the legal, political, economic and social arrangements of the community in which they live (including traditional rights such as access to common resources).

Stability (安定面)
: いつ何時でも適切な食料を入手できる安定性があるか

To be food secure, a population, household or individual must have access to adequate food at all times. They should not risk losing access to food as a consequence of sudden shocks (e.g. an economic or climatic crisis) or cyclical events (e.g. seasonal food insecurity). The concept of stability can therefore refer to both the availability and access dimensions of food security.

食料品アクセス困難人口の動向

○ 全国のアクセス困難人口は一貫して増加傾向。地方部では、人口減の影響もあり、アクセス困難人口は横ばい又は減少となっているが、都市部では、アクセス困難人口が急増。

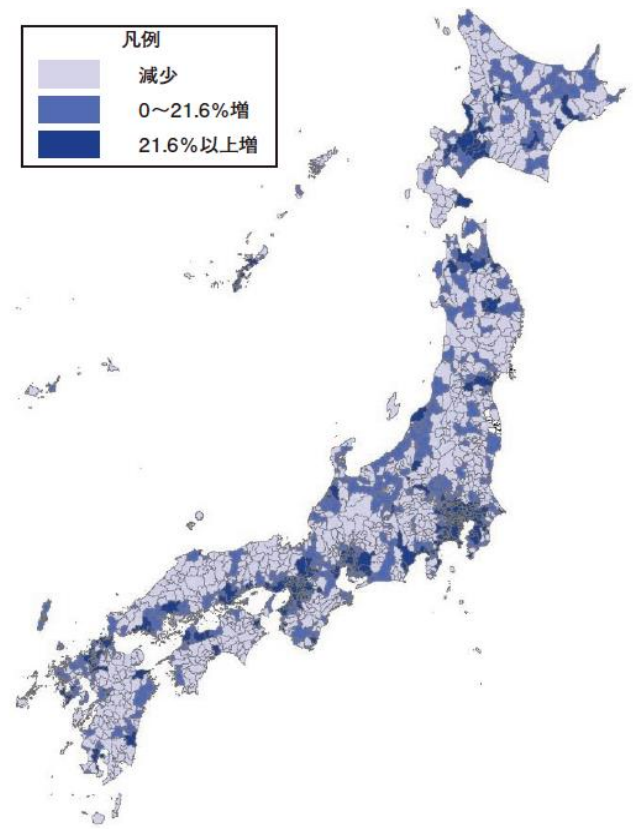
○アクセス困難人口の推移

(千人, %)

| | 2005年 | | 2010年 | | 2015年 a | | | 75歳以上 割合 (b/a) | 変化率(2005年比) | |
|-------|-------|------|-------|------|---------|------------|-------|----------------------|-------------|------|
| | | (割合) | | (割合) | | 75歳以上 b | 65歳以上 | | 75歳以上 | |
| 全国 | 6,784 | 26.4 | 7,327 | 25.1 | 8,246 | 24.6 | 5,355 | 64.9 | 21.6 | 42.1 |
| 三大都市圏 | 2,621 | 22.5 | 3,067 | 22.1 | 3,776 | 23.3 | 2,194 | 58.1 | 44.1 | 68.9 |
| 東京圏 | 1,244 | 20.8 | 1,548 | 21.4 | 1,982 | 23.2 | 1,112 | 56.1 | 59.3 | 89.2 |
| 名古屋圏 | 514 | 24.6 | 563 | 23.1 | 609 | 21.5 | 407 | 66.8 | 18.5 | 43.7 |
| 大阪圏 | 862 | 24.2 | 956 | 22.8 | 1,185 | 24.4 | 675 | 57.0 | 37.5 | 57.8 |
| 地方圏 | 4,163 | 29.7 | 4,260 | 27.7 | 4,470 | 25.9 | 3,161 | 70.7 | 7.4 | 28.1 |
| DID | 3,282 | 20.0 | 3,871 | 20.0 | 4,916 | 21.7 | 2,924 | 59.5 | 49.8 | 80.7 |
| 非DID | 3,502 | 37.8 | 3,456 | 34.9 | 3,331 | 30.8 | 2,431 | 73.0 | -4.9 | 13.1 |

資料：農林水産政策研究所
 注1：アクセス困難人口とは、店舗まで500m以上かつ自動車利用困難な65歳以上高齢者を指す。
 注2：「平成27年国勢調査」および「平成26年商業統計」のメッシュ統計を用いて推計したものである。
 注3：店舗は食肉、鮮魚、果実・野菜小売業、百貨店、総合スーパー、食料品スーパー、コンビニエンスストアである。
 注4：東京圏は東京、埼玉、千葉、神奈川、名古屋圏は愛知、岐阜、三重、大阪圏は大阪、京都、兵庫、奈良である。
 注5：割合は、各65歳以上人口に占める割合を指す。

○アクセス困難人口増加率・市町村別 (2015年/2005年)

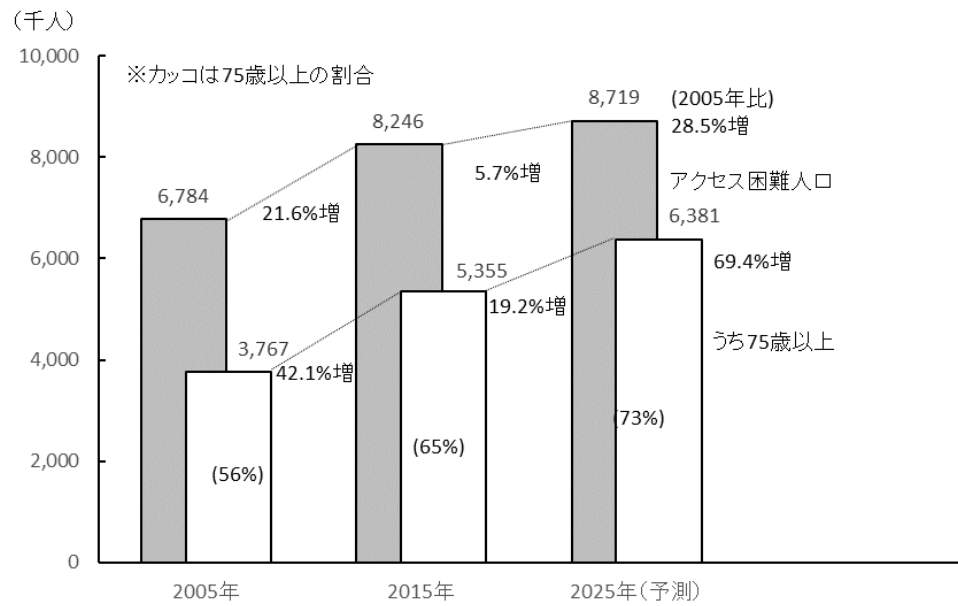


資料：農林水産政策研究所

食料品アクセス問題アンケート調査結果

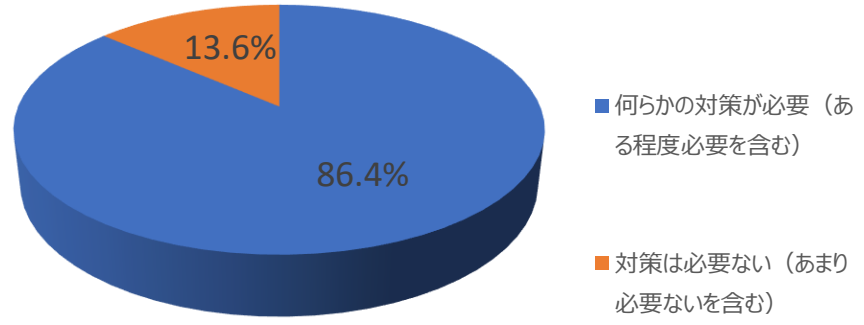
- 飲食料品店の減少、大型商業施設の郊外化等に伴い、都市部においても、高齢者を中心に食料品の購入や 飲食に不便や苦勞を感じる「食料品アクセス問題」が顕在化。2025年には全国で871.9万人に増加する。
- 全国の市町村を対象に行ったアンケート調査によれば、全国の市町村の約86.4%が現時点で「何らかの対策が必要」と考えており、そのうち対策を実施している市町村において、市町村または民間事業者のいずれかで対策が実施されている割合は91.6%となっている。

○アクセス困難人口の推移（2005-25年）

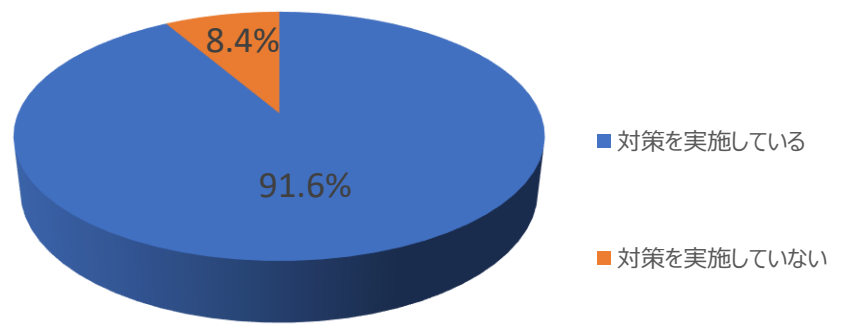


資料：農林水産政策研究所
 注：2025年推計値は、2005年から2015年のアクセス困難人口の変化率に将来推計人口（2018年推計）を外挿したものであり、2015年以前の推計方法と大きく異なることに留意が必要である。

○対策を必要とする市町村の割合



○対策を必要とする市町村のうち、市町村または民間事業者のいずれかで対策が実施されている割合

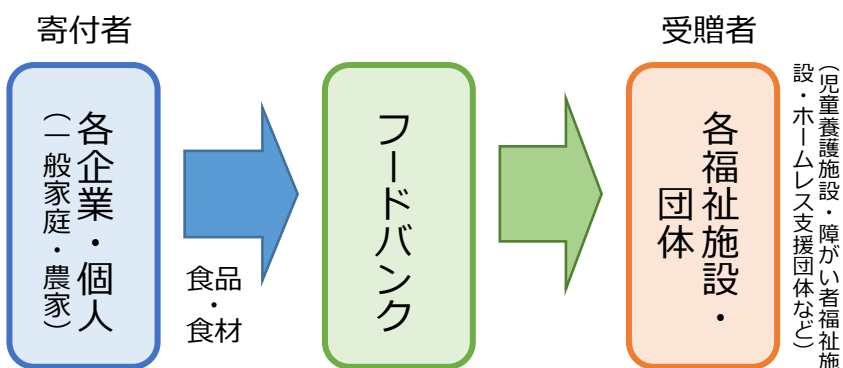


資料：農林水産省「食料品アクセス問題に関するアンケート調査」（令和3年10月実施）

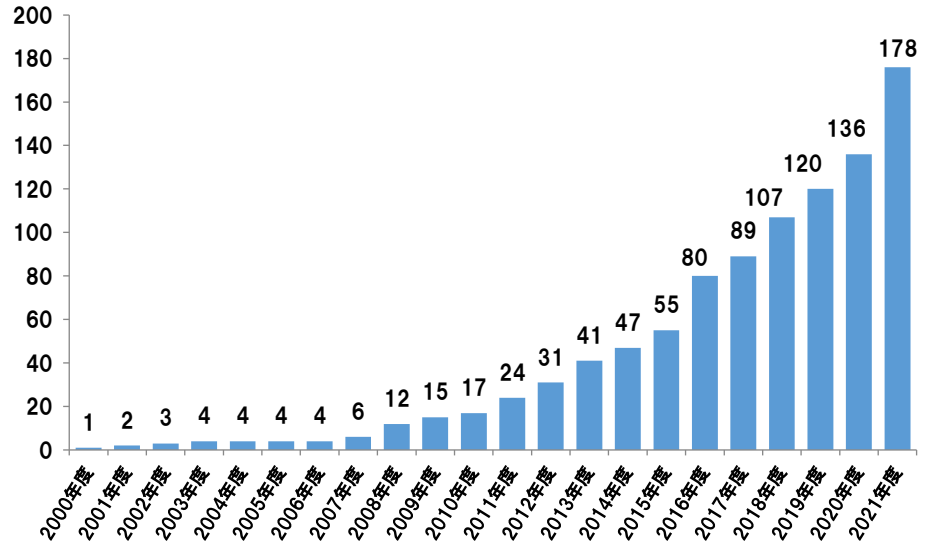
フードバンクについて

- 生産・流通・消費などの過程で発生する未利用食品を食品企業や農家などからの寄付を受けて、必要としている人や施設等に提供する取組。
- もともと米国で始まり、既に約50年の歴史があるが、我が国では、ようやく広がり始めたところ。（日本では北海道から沖縄まで約180団体が活動）
- 各国の農業政策に位置付けられ、多くの国で取り組まれている。

○フードバンクの概念図



○国内のフードバンク団体数



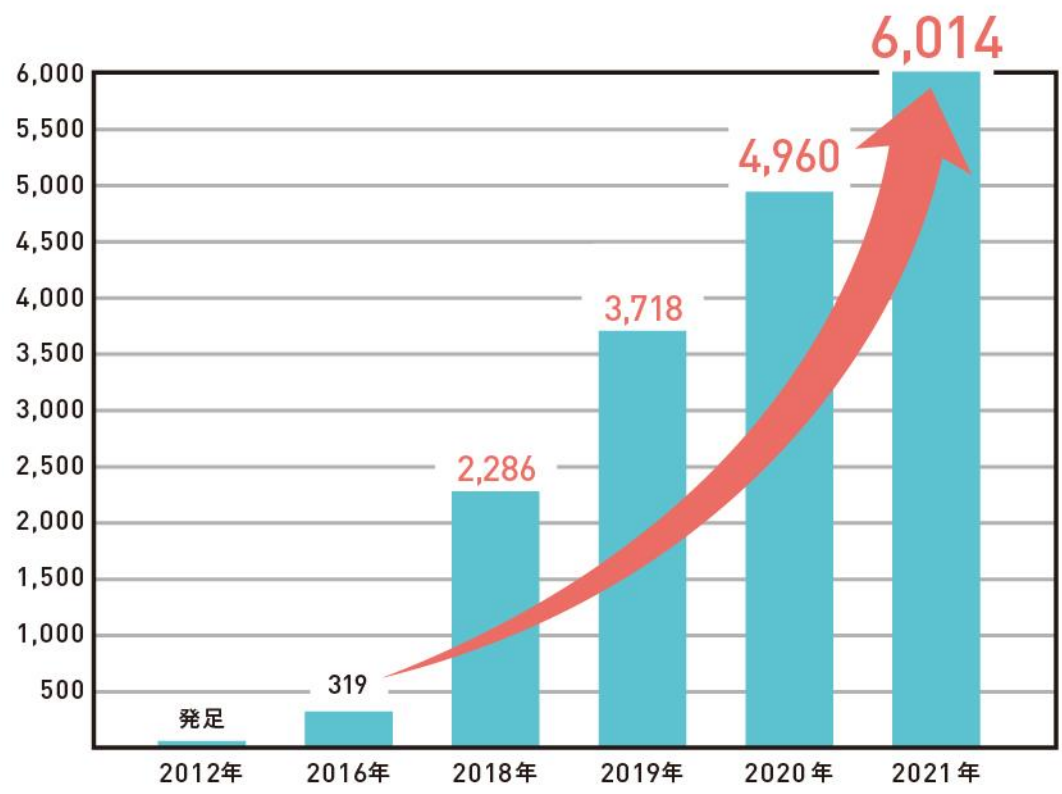
○各国の取組例

| | アメリカ | フランス | 英国 |
|----|---|---|--|
| 概要 | <p>1967年に世界初のフードバンクが誕生したフードバンク発祥国</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国に1,304のフードバンク団体（2018年時点）。それらの団体が、地域のチャリティや協会、フードパントリーを連携しており、各地域の拠点で個人に食品を配布。 ・寄附された食品を配布する団体は全米で数万あるとも言われる（正確な数のデータは不明） | <p>欧州でのフードバンク発祥国</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1984年、欧州最初のフードバンクが設立。 ・キリスト教系の団体を中心となって、貧困問題への対処の一つとして活動が始まり、現在のバンク・アリマンテール※につながる。 <p>※バンク・アリマンテールは、フランス全土にネットワークを有する仏最大のフードバンク</p> | <p>2大フードバンク※が地域の慈善団体等と協力し全国で活動を展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国に2,000以上のフードバンクが存在。 ・1994年からフードバンクが活動を始め、企業などからの食品寄附を受けて、各フードバンク団体が多くの慈善団体やコミュニティグループ、教会と提携し、必要とする人へ食品を配布。 <p>※Trussell Trust と FareShare</p> |
| 政策 | <ul style="list-style-type: none"> ・食品寄附に係る税制優遇 ・寄附した食品に起因する意図しない事故の免責制度 ・余剰農産物などを政府が買い上げ、各州を通じてフードバンクに提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・食品寄附に係る税制優遇 ・政府はフードバンク団体に対して民間の保険の活用を推奨 | <ul style="list-style-type: none"> ・善意の行動が好ましくない結果を引き起こした場合の免責法あり |

資料：令和2年度消費者庁請負調査
諸外国における食品の寄附の実態等に関する調査業務報告書（概要版）

こども食堂数の推移

- 「こども食堂」は、子どもが一人でも行ける無料または低額の食堂。
- こども食堂の数は増加の一途を辿っており、全国で約6000か所となっている。



資料：認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ
「こども食堂全国箇所数調査2021結果」

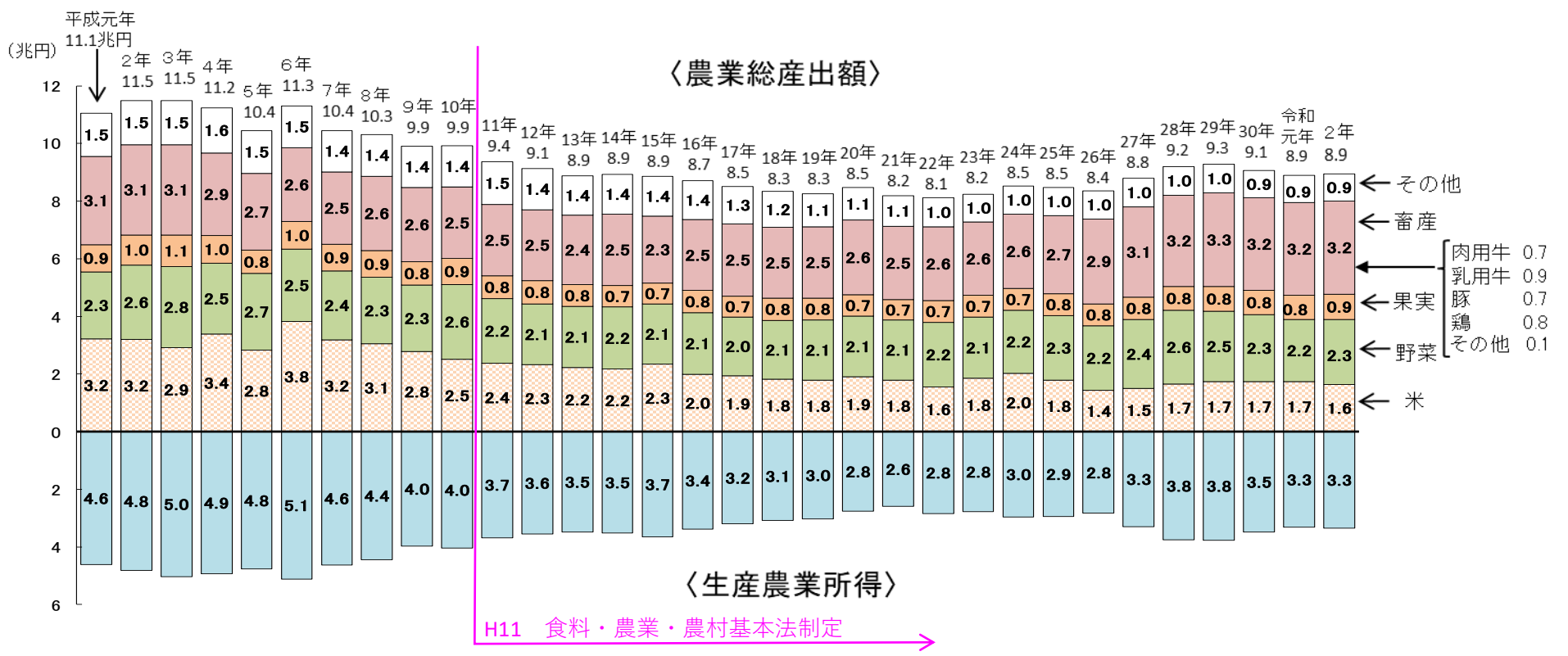
2. 食料・農業・農村をめぐる情勢の変化

(5) 農業・農村関係

農業総産出額及び生産農業所得の推移

- 農業総産出額は、近年、米、野菜、肉用牛等における需要に応じた生産の進展等を主たる要因として回復傾向であったが、直近では再び減少傾向で推移。
- 生産農業所得についても、近年、農業総産出額の増加等を主たる要因として回復傾向であったが、直近では再び減少傾向で推移。

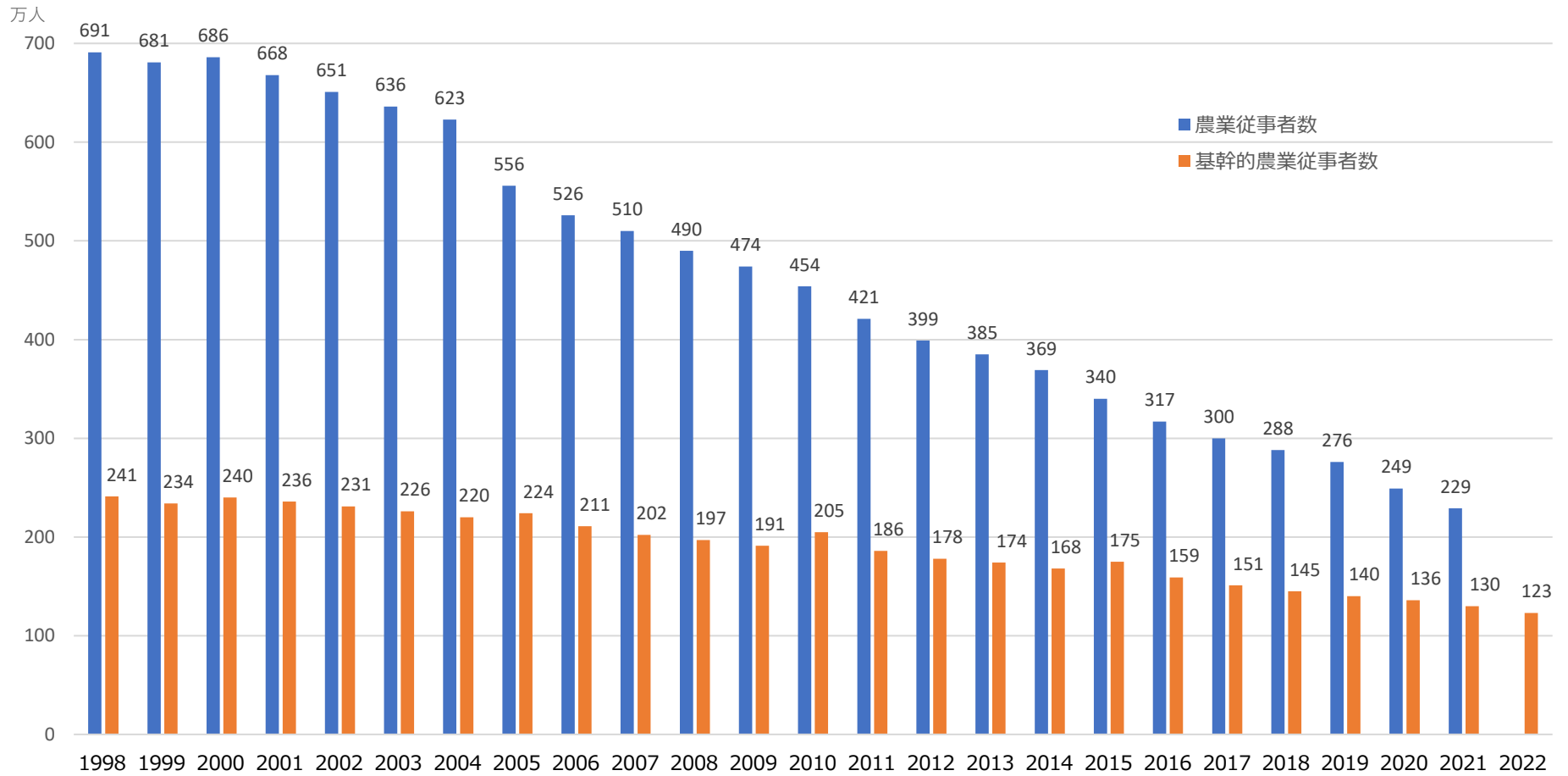
○我が国の農業総産出額及び生産農業所得の推移



資料：農林水産省「生産農業所得統計」
 注1：その他には、麦類、雑穀、豆類、いも類、花き、工芸農作物、その他作物及び加工農産物の合計である。
 注2：乳用牛には生乳、鶏には鶏卵及びブロイラーを含む。
 注3：四捨五入の関係で内訳と計が一致しない場合がある。
 参考：農業総産出額 = Σ (品目別生産額 × 品目別農家庭先販売価格)
 生産農業所得 = 農業総産出額 - 物的経費 (肥料、農薬、光熱動力費等) + 経常補助金

農業従事者数と基幹的農業従事者数の推移

- 農村人口の高齢化により、農業従事者数は急速に減少。
- 基幹的農業従事者数についても、基本法制定時（1998年）の約240万人から半減の123万人となっている。



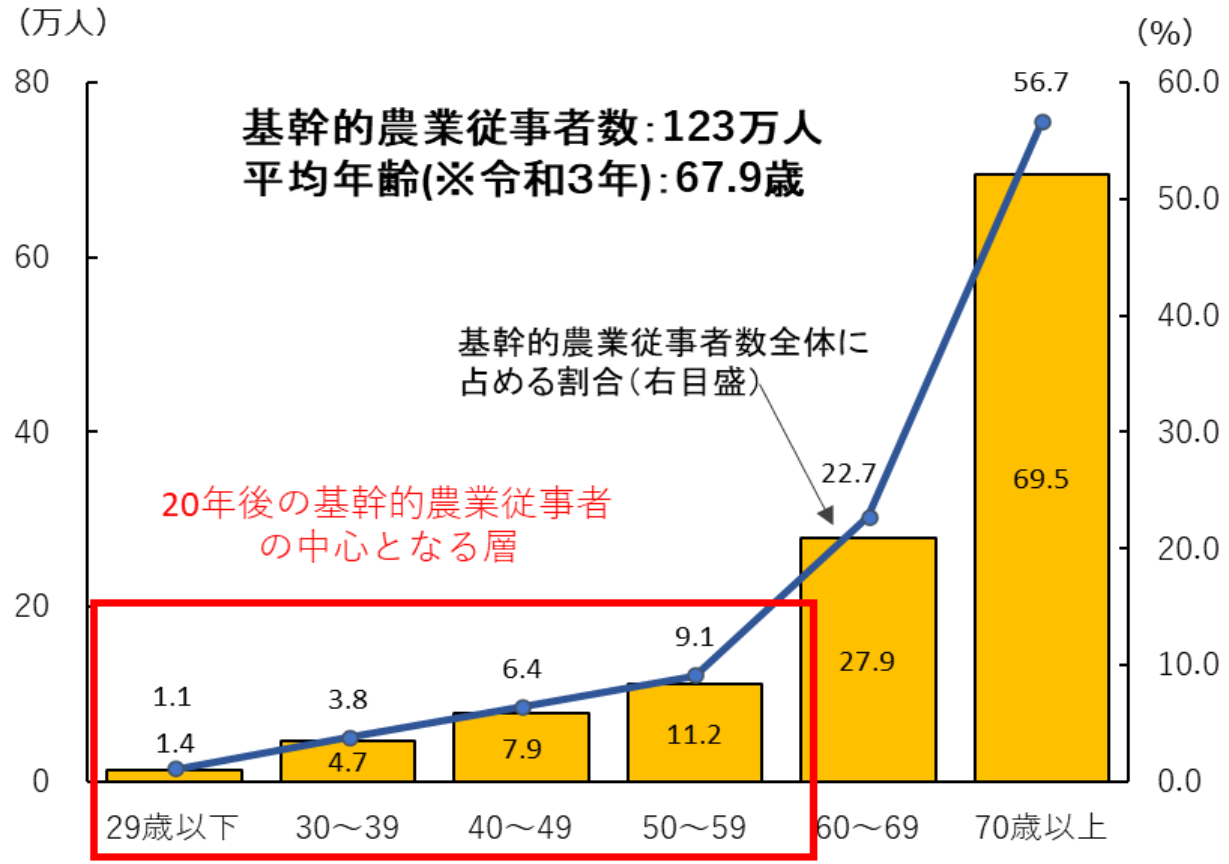
農業従事者：15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者
 基幹的農業従事者：15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者
 ※平成31年までは販売農家、令和2年からは個人経営体の数値。

資料：農林水産省「農林業センサス、農業構造動態調査」
 ただし、2022年については第1報

基幹的農業従事者の年齢構成

- 令和4年における基幹的農業従事者数は123万人、平均年齢は67.9歳で、年齢構成は70歳以上の層がピークとなっている。
- 今後10～20年先を見据えると、基幹的農業従事者数は大幅に減少することが確実。

○ 基幹的農業従事者の年齢構成（令和4年）

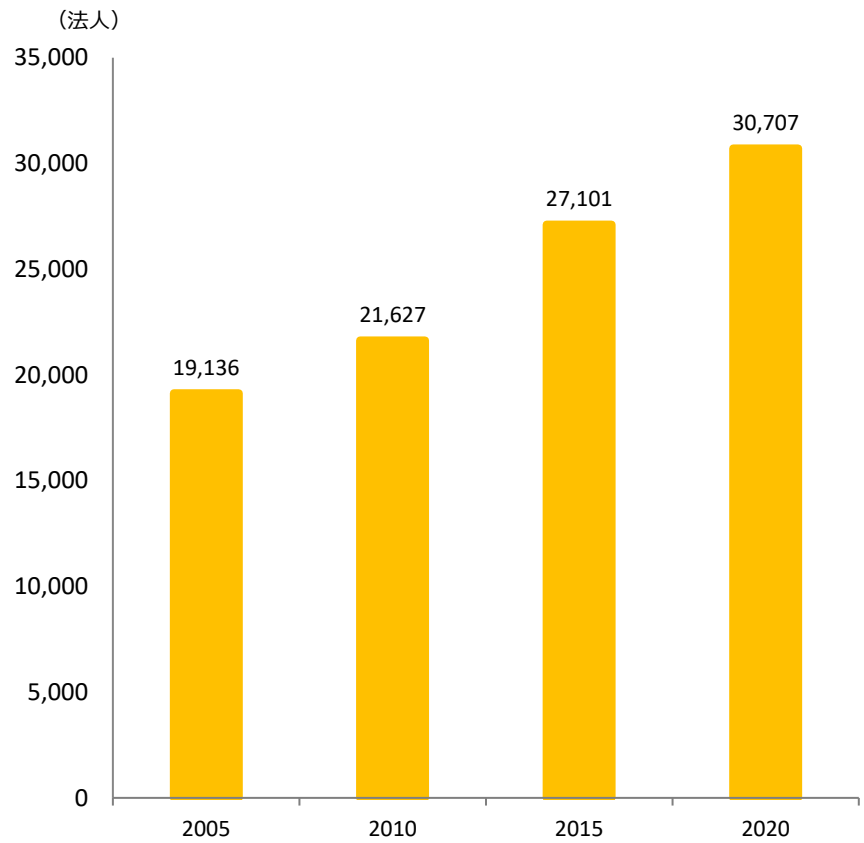


資料：農林水産省「農業構造動態調査」（令和3、4年）
基幹的農業従事者：15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

法人経営体の推移

- 法人経営体数は、ここ15年で大きく増加し、2020年で30,707法人。
- また、販売金額1億円以上の法人経営体数は、2005年と比べ、約1.7倍に増加。
- 法人その他団体経営体のシェアは、農産物販売金額、経営耕地面積及び経営体数の全てにおいて増加し、直近データ（2020年）では農産物販売金額に占める割合は約4割となっている。

○法人経営体数の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」
注：法人経営体とは、農業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。

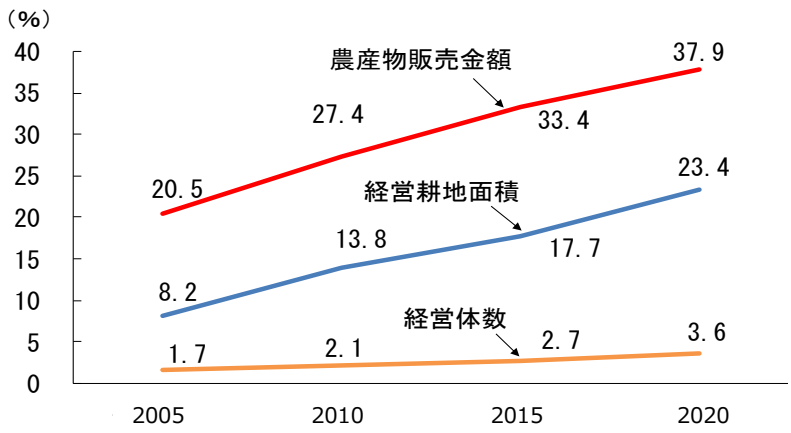
○販売金額別法人経営体数の推移

(単位：法人)

| | 2005年 | 2010年 | 2015年 | 2020年 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 計 | 19,136 | 21,627 | 27,101 | 30,707 |
| 1億円以上 | 3,335 | 3,770 | 4,519 | 5,635 |
| 3億円以上 | 1,047 | 1,269 | 1,661 | 2,099 |
| 5億円以上 | 581 | 683 | 902 | 1,268 |

資料：農林水産省「農林業センサス」

○法人その他団体経営体のシェア

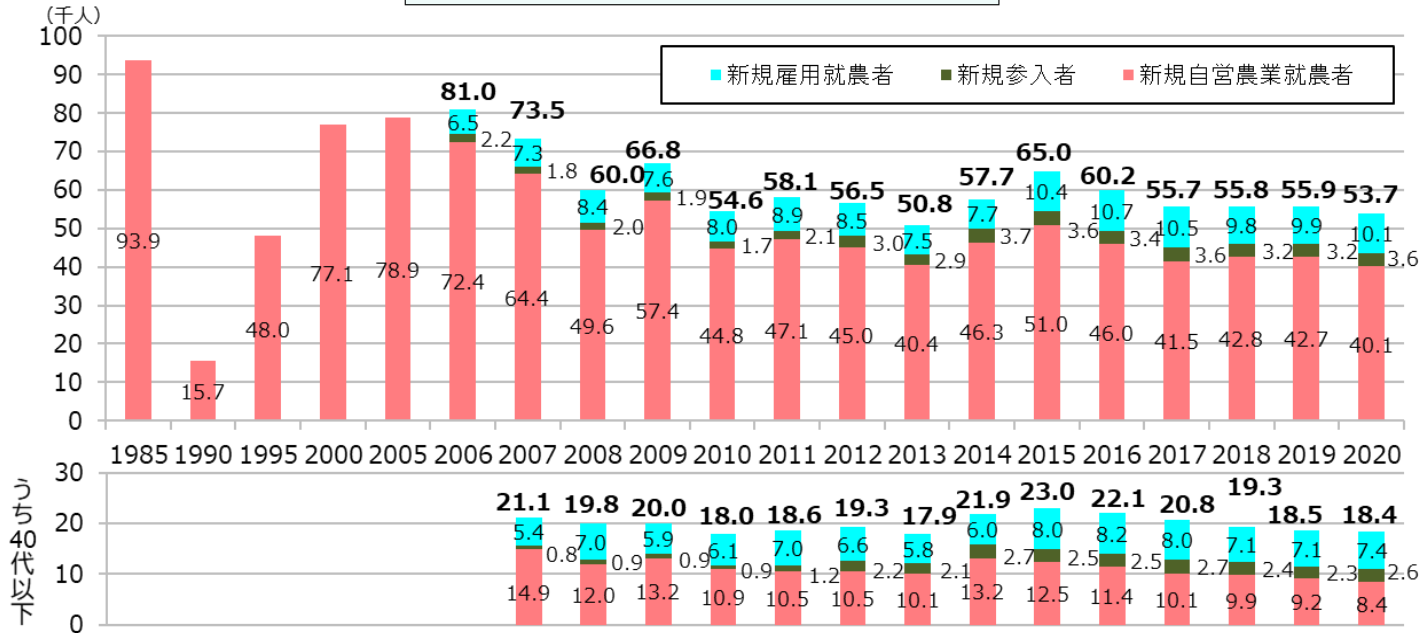


資料：農林水産省「農林業センサス」

新規就農者の動向

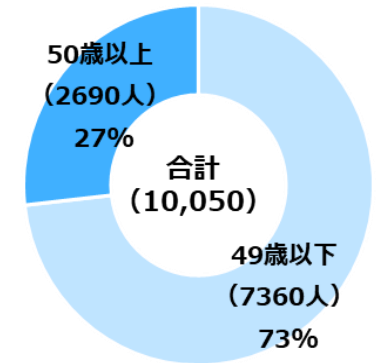
- 世代間のバランスのとれた農業就業構造実現に向けて、青年層の就業者の増加が喫緊の課題。
- 近年、49歳以下の新規就農者は年間約2万人で推移しているものの、それ以上に基幹的農業従事者の減少が進んでいる（241万人(1998年)→123万人(2022年)(年間約5万人の減少)）。

新規就農者の動向

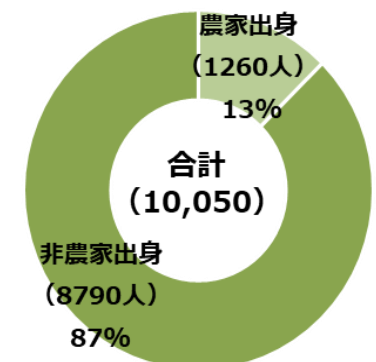


新規雇用就農者の属性

○ 年齢別新規雇用就農者数



○ 出身別新規雇用就農者数



資料：農林水産省「農家就業動向調査」（1985、1990）、「農業構造動態調査」（1995、2000）、「農林業センサスと農業構造動態調査の組替集計」（2005）、「新規就農者調査」（2006～）

注1：「新規自営農業就農者」とは、個人経営体（2019年以前は家族経営体）農家世帯員で、調査期日前1年間の生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者。

注2：「新規参入者」とは、調査期日前1年間に土地や資金を独自に調達（相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。）し、新たに農業経営を開始した経営の責任者。

注3：「新規雇用就農者」とは、調査期日前1年間に新たに法人等に常雇い（年間7か月以上）として雇用されることにより、農業に従事することとなった者（外国人技能実習生及び特定技能で受け入れた外国人並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。）。

注4：2005年以前の新規就農者数は、新規自営農業就農者のみ、2006年以降は新規雇用就農者と新規参入者を含んだ値。

注5：2010年の新規参入者数は、東日本大震災の影響で調査不能となった岩手県、宮城県、福島県の全域及び青森県の一部地域を除いて集計した数値。

注6：2011年以降の調査結果は、東日本大震災の影響で調査不能となった福島県の一部地域を除いて集計した数値。

注7：2014年以降の新規参入者数は、従来の「経営の責任者」に加え、新たに「共同経営者」を含んだ数値。

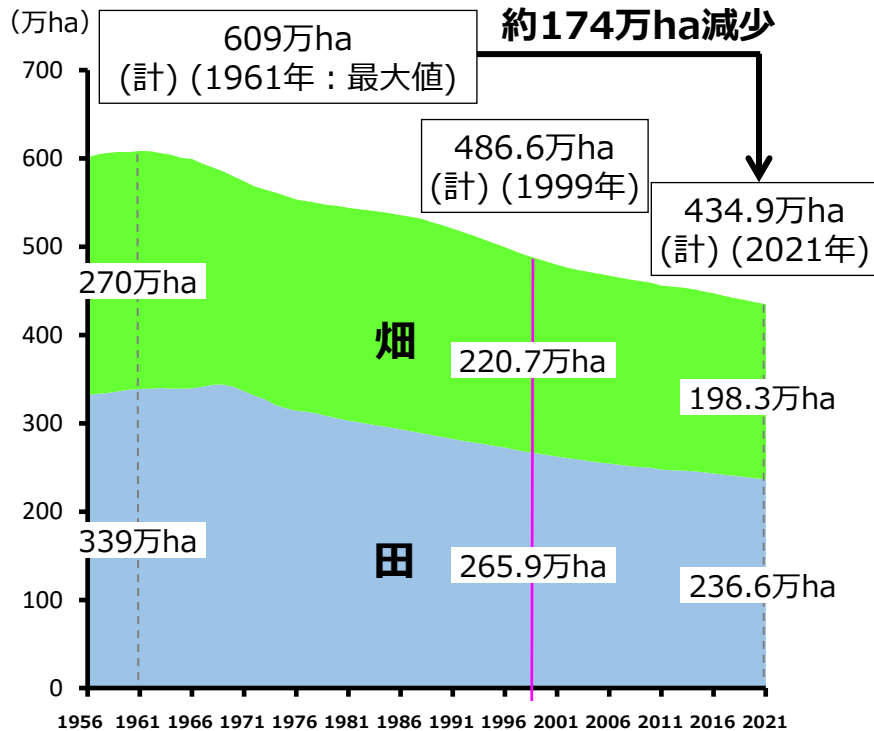
注8：2015年の新規参入者数は、熊本地震の影響で調査不能となった熊本県の4農業委員会を除いて集計した数値。

資料：農林水産省「新規就農者調査」（令和3年2月1日現在）

農地面積・かい廃面積の推移

- 農地面積は、主に宅地等への転用や荒廃農地の発生等により、1961年に比べて、約174万ha減少。
- 農地面積の減少要因であるかい廃面積は、基本法制定以降減少傾向にあったものの、2014年以降約3万ha程度で推移。
- 荒廃農地となる理由について、農地所有者側の理由としては「高齢化、病気」、「労働力不足」、「地域内に居住していない」など、地域に人がいないことが要因となっている。

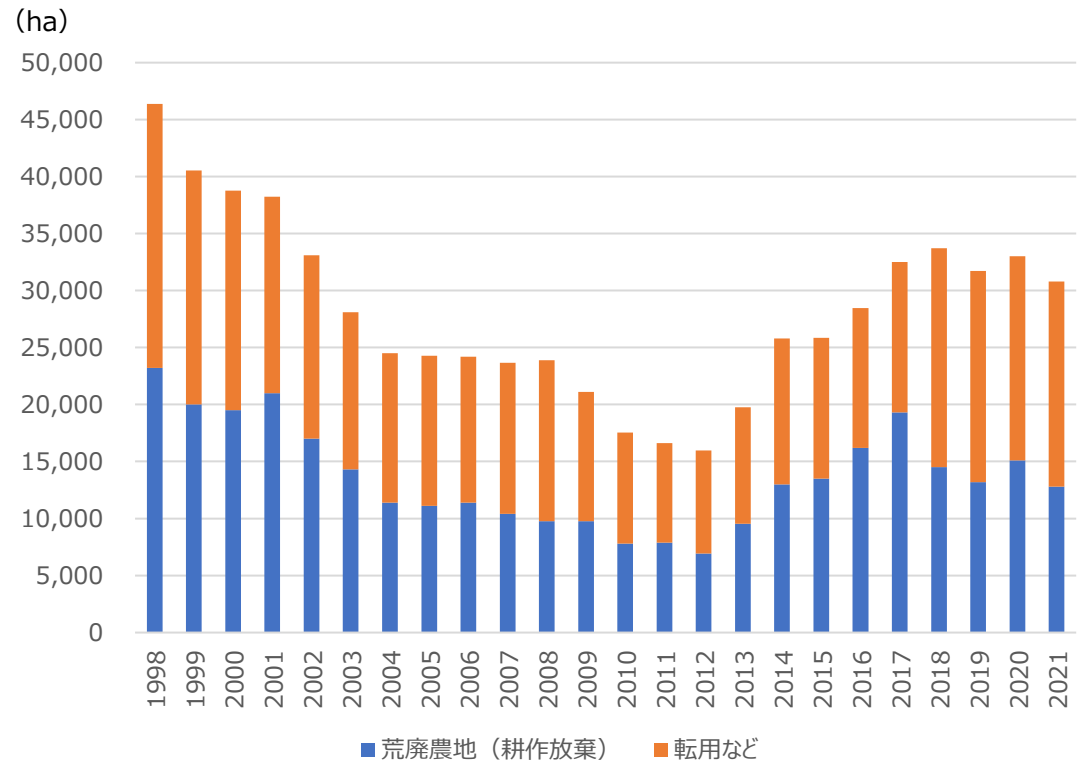
○農地（耕地）面積の推移



1999年
食料・農業・農村基本法
制定

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

○かい廃面積の推移



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注1：「かい廃」とは、田又は畑が他の地目に転換し、作物の栽培が困難になった状態の土地をいう。

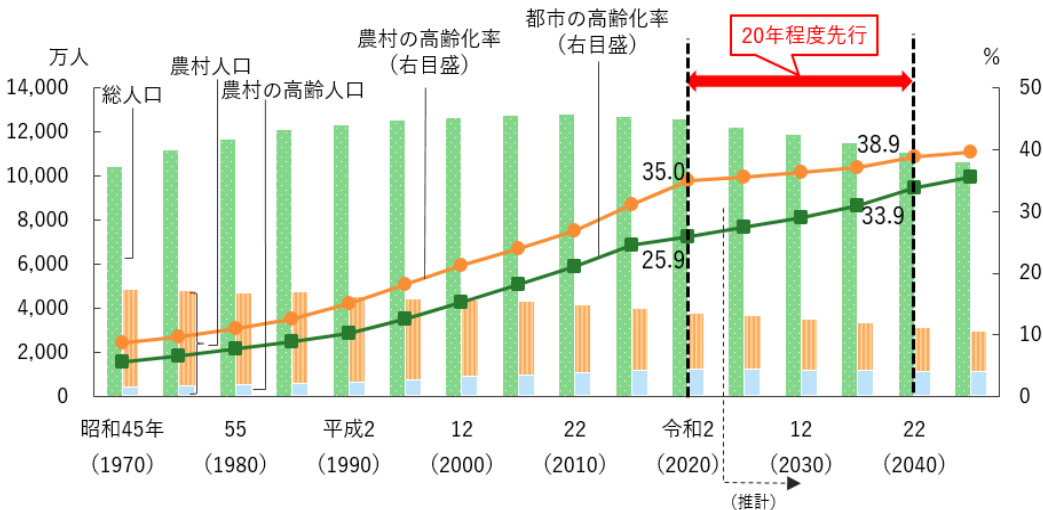
注2：「転用など」とは、非農業用途への転用や植林・農林道等への転用等をいう。

注3：かい廃面積のうち、自然災害によるものは合計から除いた。ただし、2017年から要因別の調査を廃止したため、2017年以降は、「転用など」に自然災害によるかい廃面積を含む。

高齢化・人口減少の状況

- 農山漁村における高齢化・人口減少は、都市に先駆けて進行。
- 農山漁村の人口減少は特に農村の平地や中山間部で顕著に見られ、地域コミュニティの衰退が危惧。

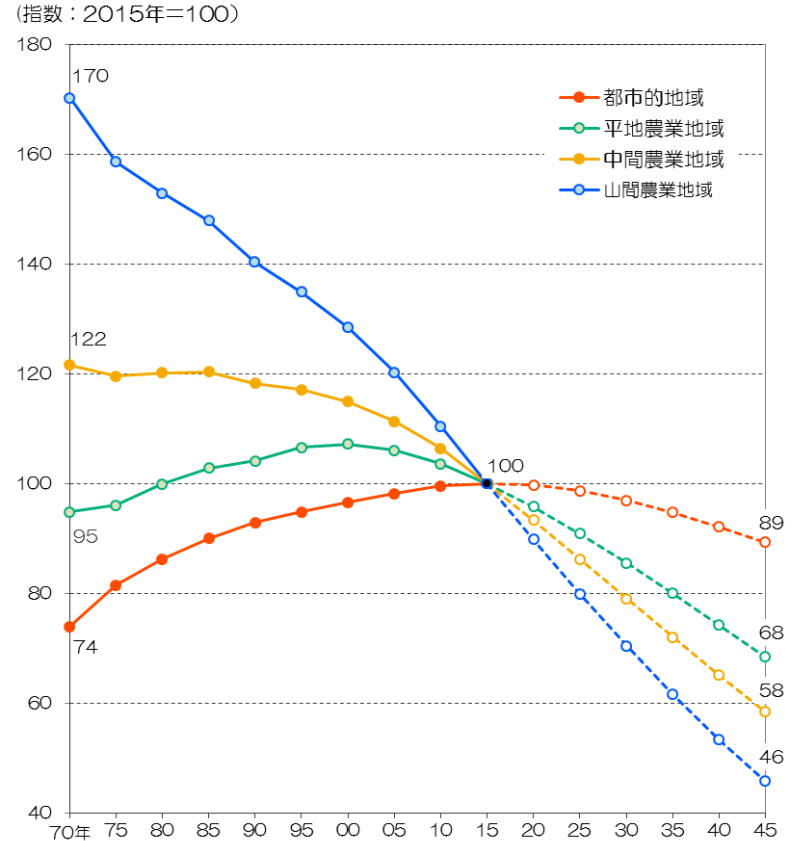
○ 農村・都市部の人口と高齢化率



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」を基に農林水産省作成。

注：ここでは、国勢調査における人口集中地区（DID）を都市、それ以外を農村とした。
 なお、高齢化率とは、人口に占める65歳以上の高齢者の割合。

○ 農業地域類型別の人口推移と将来予測



資料：農林水産政策研究所「農村地域人口と農業集落の将来予測」（2019年8月）

注1：国勢調査の組替集計による。なお、令和2年以降(点線部分)はコーホート分析による推計値である。

注2：農業地域類型は平成12年時点の市町村を基準とし、平成19年4月改定のコードを用いて集計した。

3. 食料・農業・農村基本法の検証・ 見直し検討について

食料・農業・農村基本法の検証・見直し

- 全ての農政の根幹である食料・農業・農村基本法について、世界的な食料情勢や、気候変動、海外の食市場の拡大等の今日的な課題に対応していく必要があるため、制定後約20年間で初めて、総合的な検証を行い、見直しに向けた検討を開始。
- 食料・農業・農村政策審議会に基本法検証部会を設置し、食料、農業及び農村に係る基本的な政策の検証及び評価並びにこれらの政策の必要な見直しに関する基本的事項に関する事項を調査審議することとなった。

令和4年9月9日

第1回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部における総理指示（抄）

- 全ての農政の根幹である食料・農業・農村基本法について、制定後約20年間で初めての法改正を見据え、関係閣僚連携の下、総合的な検証を行い、見直しを進めてください。

令和4年9月29日

食料・農業・農村政策審議会

- 野村農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に対し、食料・農業・農村に係る基本的政策の検証等について諮問。
- 食料・農業・農村政策審議会に基本法検証部会を設け、テーマごとに有識者からヒアリングを行っていく。

4政第162号
令和4年9月29日

食料・農業・農村政策審議会
会長 大橋 弘 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

諮 問

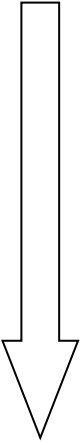
食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)第40条第1項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求める。

記

食料、農業及び農村に係る基本的な政策の検証及び評価並びにこれらの政策の必要な見直しに関する基本的事項に関すること



基本法検証部会の今後の進め方

| 時期 | 事項 |
|--|--|
| 令和4年 9月29日 | 食料・農業・農村政策審議会に諮問 基本法検証部会を設置 |
| 10月18日 | 第1回基本法検証部会（テーマ：食料の輸入リスク） |
| 11月2日 | 第2回基本法検証部会（テーマ：国内市場の将来展望と輸出の役割） |
| 11月11日 | 第3回基本法検証部会（テーマ：国際的な食料安全保障に関する考え方） |
|  | <ul style="list-style-type: none">・ 月2回程度のペースで開催・ 以下のテーマに関し、有識者ヒアリング、施策の検証、意見交換等を実施<ul style="list-style-type: none">・ 食料の安定供給の確保 （食料安全保障、輸出促進を含む）・ 農業の持続的な発展・ 農村の振興・ 多面的機能の発揮 |
| | 令和5年 |

ご清聴ありがとうございました

食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会



ホームページはこちら



農林水産省農林漁業者向けアプリ

MAFFアプリ



アプリのダウンロードはこちら



Android



iOS

<https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kensho/index.html>